

大和信用金庫の現況

THE
YAMATO
SHINKIN BANK
REPORT

— 2021 —

Nice days, Together!



大和信用金庫

ごあいさつ



理事長 森川善隆

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
大和信用金庫の業績推移や活動状況をとりまとめた令和2年度版「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。
みなさまにご高覧賜り、本誌によりまして大和信用金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いです。
さて、世界では、各国で新型コロナワクチン接種が進んでいますが、各国間で進捗に格差があり、経済回復についても差が拡大しつつあります。また、ウイルスの新たな変異株やさらなる人的犠牲の懸念は引き続き残っており、不確実性は大きい状況にあります。
我が国では、新型コロナウイルスが多くの事業に影響を与え、特に観光産業や飲食業、小売業では昨年からの引き続き大きな痛手を被っており、地域経済の担い手である中小企業においても、収束が見えない新型コロナウイルスの影響をどのようにして乗り切っていくかが大きな課題となっています。
金融面では、令和2年3月に急落した株式等マーケットは回復を辿っていますが、マイナス金利政策は継続されており、市場金利は引き続き低水準で推移していることから、収益環境は厳しくなることが予想されます。
このような状況の下、令和2年度は3ヵ年計画「やましん『共創力』発揮2018」の最終年度でありましたが、預金残高は期初来400億円増加し6,701億円となり、貸出金残高は期初来350億円増加し3,587億円となりました。なお、令和2年8月には預貸和が1兆円を突破しました。
収益につきましては、新型コロナの影響を受けている地域企業を積極的に支援した結果、貸出金残高が大幅に増加したことで、当期純利益は前期対比1,131百万円増益の1,908百万円となりました。これも偏に会員の皆様方をはじめとする多くのお取引先のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。
令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響は第4波が押し寄せ、全国に拡大しており、収束はまだ見えない状況にあります。当金庫は、地域密着の金融機関として地域経済を下支えすべく、引き続き本支店一体で新型コロナウイルス対策にあたるのと同時に、地域企業を支援していくことを当面の最重要課題とし、令和3年度が初年度となる新3ヵ年計画「やましん『支援力の強化と変革への挑戦』2021～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」を推し進めることで、①中小企業向け資金支援の強化、②金融仲介機能の深化、③人材育成の強化と役職員のモチベーション向上、④収益増強に向けた業務改革と組織力強化、⑤地域における存在感・ブランド力の発揮に取り組んでまいります。
今後も健全経営に徹し、地元のみなさまに信頼され親しまれる信用金庫としてその使命を全うすべく、役職員一同全力を傾注して業務に励んでまいります所存でございます。
みなさま方の変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 森川善隆

基本理念

Our principles

—— 私たちは「ベストしんきん」を目指します。 ——

「信頼」

コンプライアンスに基づく健全経営をモットーとし、お客様から信頼される信用金庫を目指します。

「地域」

地域社会の発展に貢献し、地元の皆さまのお役に立つ信用金庫を目指します。

「幸せ」

明るく働きがいのある職場と、職員および家族の幸せを大切にする信用金庫を目指します。

経営方針

Management Policy

- 法令等を遵守し、社会的・公共的役割を果たします。
- 地域に密着し、営業基盤の拡大に努めます。
- 環境の変化に柔軟に対応し、経営体質の強化に努めます。
- お客様への情報提供とニーズに応える業務展開に努めます。
- 地域の文化と伝統を大切にするよう努めます。
- 人材の育成を図り、資質の向上に努めます。

Contents

ごあいさつ・基本理念・経営方針	1	不良債権について	22
〈やましん〉Q&A	3	主な商品とサービス・投資信託のご案内	23
事業概況等	7	データ編	25
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8	自己資本の充実の状況等	38
トピックス	12	連結決算	47
SDGs達成に向けた取り組み	15	総代会等について	51
コンプライアンス、勧誘方針、プライバシーポリシー	17	金庫概要・組織	53
内部管理基本方針	18	手数料	55
リスク管理方針	19	店舗一覧	56
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	20	索引	58
自己資本比率	21		



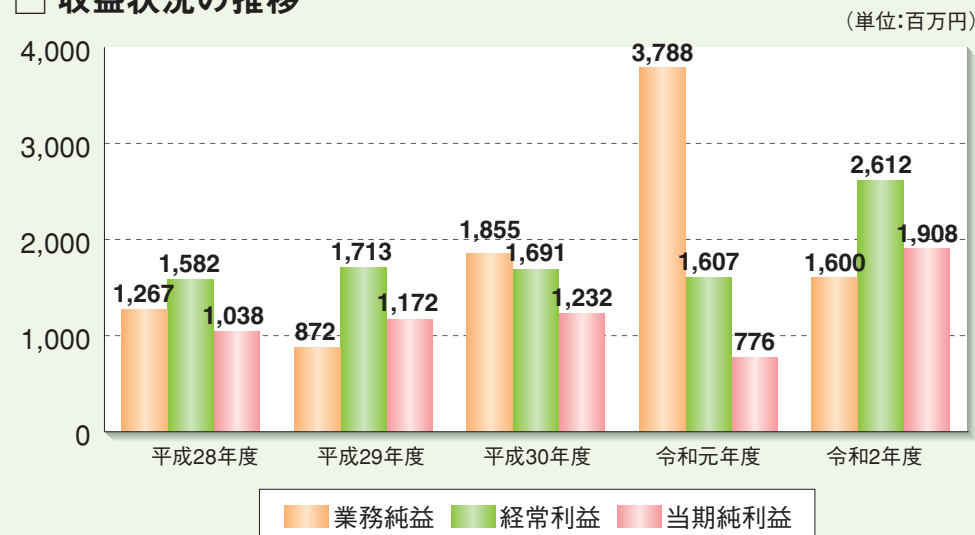
〈やましん〉は
 地域のお客さまを第一とし、
 地元から愛される
 地域密着型のスタイルを
 推し進めてまいります。

Q [令和2年度の業績はいかがでしたか?]

令和2年度の業績につきましては、マイナス金利政策の継続や他金融機関との競争等により依然厳しい状況が続きましたが、預金残高は期初来400億円増加し6,701億円となりました。また、貸出金残高は期初来350億円増加し3,587億円となりました。

収益につきましては、新型コロナウイルス関連融資の活用により地域企業を積極的に支援した結果、経常利益は前期対比1,005百万円増益の2,612百万円となり、税引後の最終当期純利益につきましても、前期対比で1,131百万円増益の1,908百万円となりました。

収益状況の推移



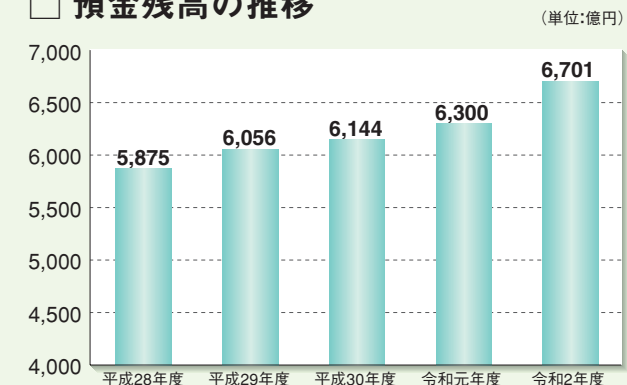
業務純益 = (資金利益 + 役員取引等利益 + その他業務利益) - (経費 + 一般貸倒引当金繰入額)
 コア業務純益 = 業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

Q [預金の状況はどうか?]

預金残高につきましては、年金受給口座等の推進などにより要求性預金は前期末から541億円増加し、定期性預金については140億円減少しました。預金合計では前期末から400億円増加し(年間増加率6.35%)、当期末残高は6,701億円(定期性比率67.43%)となり、役職員一人当たり預金量は1,898百万円となりました。

また、期中平残は前期対比399億円増加し、6,514億円となりました(年間増加率6.52%)。

預金残高の推移



Q [貸出金の状況はどうか?]

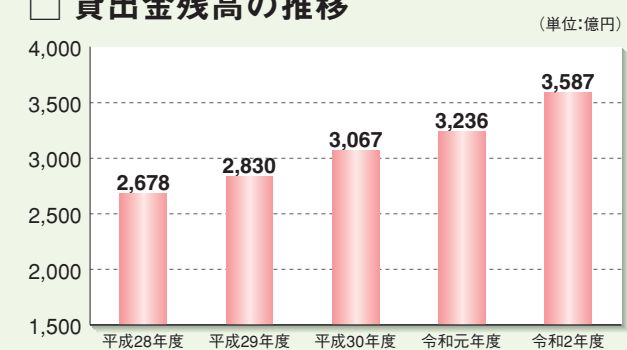
貸出金は、前期末から350億円増加し当期末残高は3,587億円となりました(年間増加率10.81%)。また、期中の平均残高は前期対比351億円増加し3,373億円となりました(年間増加率11.63%)。

預貸率は期末残高ベースで53.52%となっています。

なお、住宅ローンを含む消費者ローン残高は67,884百万円、代理貸付残高は2,276百万円となりました。

中小企業向け貸出金は前期末から36,600百万円増加しており、地域金融の円滑化に寄与できました。

貸出金残高の推移



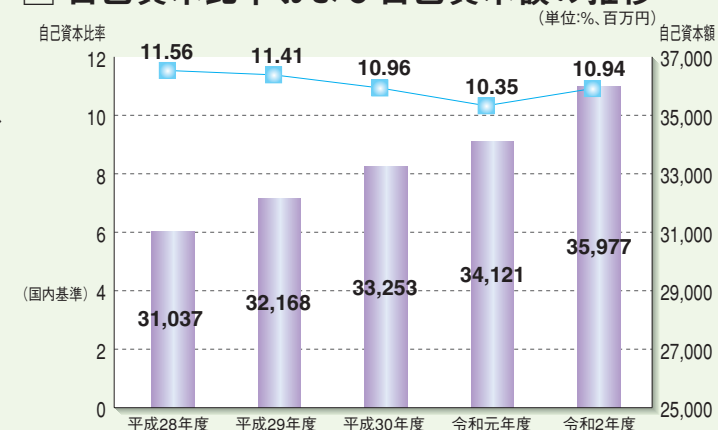
Q [健全性の指標である自己資本比率はどのようになりましたか?]

自己資本比率は、金庫経営の健全性を見る代表的な指標のひとつです。

当金庫の令和3年3月期の自己資本比率は、前期対比0.59ポイント上昇し10.94%となりましたが、国内基準である4%を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本額は、前期対比1,856百万円増加し35,977百万円となりました。今後も安定的に自己資本を積み上げてまいります。

自己資本比率および自己資本額の推移



Q [不良債権の状況はどうか?]

当金庫では、貸出金債権に対する厳格な自己査定を行っており、債務者区分ごとに担保・保証等による債権回収の可能性を検討し、貸倒引当金を適正に計上しています。

令和2年度における信用金庫法に基づく不良債権比率は1.60%、金融再生法に基づく不良債権比率は1.59%となっています。(詳細を22ページに掲載しています。)

信用金庫法基準

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不良債権(リスク管理債権)比率	3.41%	3.28%	3.04%	2.78%	1.60%

金融再生法基準

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不良債権(金融再生法)比率	3.41%	3.27%	3.02%	2.77%	1.59%

Q [有価証券の運用状況はどうか?]

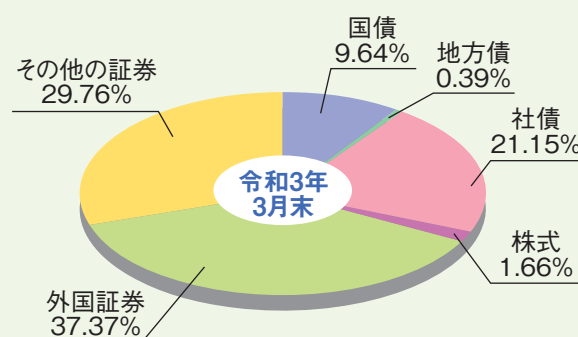
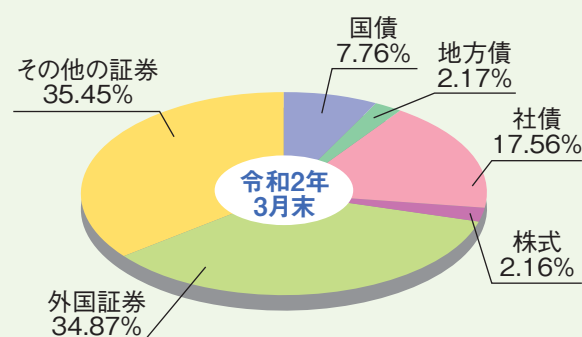
みなさまからお預かりした預金の一部は、リスク・リターンバランスに留意しながら安全かつ効率的に運用しています。

令和2年3月末と令和3年3月末の有価証券の運用状況は以下の通りとなっています。

(単位:百万円)

	令和2年3月	令和3年3月
国債	10,297	12,304
地方債	2,882	505
社債	23,280	26,987
株式	2,864	2,124
外国証券	46,241	47,676
その他の証券	47,006	37,966
合計	132,573	127,565

有価証券構成比率



Q [今後の事業展開についてお聞かせください?]

令和3年度より新3ヵ年計画「やましん『支援力の強化と変革への挑戦』2021～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」を推し進め、地域を支える信用金庫として、コロナ禍における中小企業を金融、非金融の両面から支援し、地域経済の維持・発展に貢献していきます。



新3ヵ年計画「やましん『支援力の強化と変革への挑戦』2021」

【基本重点項目】

- 1. 中小企業向け資金支援の強化**
コロナ禍により疲弊した地域経済の回復に努め、本3ヵ年計画においては中小企業向け資金支援の強化を重要課題と位置付ける。取引先の資金繰りを支え、事業の継続を徹底的に支援してまいります。
- 2. 金融仲介機能の深化**
地域およびお客さまとの強固なリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、金融仲介機能の発揮により地域の課題解決に取り組むとともに、地域の幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献してまいります。
- 3. 人材育成の強化と役職員のモチベーション向上**
金庫を支える人材の育成に力を入れるとともに、全ての人材が自らの職務に誇りとやりがいを持つことができる職場づくりに取り組み、役職員のモチベーション向上を図ってまいります。
- 4. 収益増強に向けた業務改革と組織力強化の推進**
システムの高度化を含む業務改革を実行し、重点課題への経営資源の集中を進めてまいります。また、組織力の強化を推し進め、持続的な収益を確保できる組織体を構築してまいります。
- 5. 地域における存在感・ブランド力の発揮**
地域経済の活性化やSDGsの達成に向けた取り組みを積極的に展開し、地域の課題を親身に考え、寄り添い、協力して一つ一つ着実に解決していくことで地域における存在感とブランド力を発揮してまいります。



地域を支える信用金庫として、地域に寄り添い、金庫の独自性・特性や強みを発揮することで共に発展していきます。また、当金庫の基本理念である「信頼」「地域」「幸せ」を追求することで、豊かな未来を創り上げていくとともにSDGsの達成に向けて取り組んでまいります。

本支店一体で新型コロナウイルス対策にあたり、地域密着の金融機関として地域経済を下支えすべく取組んでいきます。

金融経済環境

昨年度の我が国では、新型コロナウイルスが多くの事業に影響を与え、特に観光産業や飲食業、小売業では昨年から引き続き大きな痛手を被っています。各地で感染対策を取り、新型コロナワクチンの接種が開始されましたが、感染は未だ収まる状況にはなく、引き続き警戒が必要です。

地域経済の担い手である中小企業については、令和2

年度は多くの事業に亘って活動は縮小しており、収束が見えない新型コロナウイルスの影響をどのようにして乗り切っていくかが大きな課題となっています。

金融面では、令和2年3月に急落した株式等マーケットは回復を辿っていますが、マイナス金利政策は継続されており、市場金利は引き続き低水準で推移していることから、収益環境はさらに厳しい状況となっています。

事業方針および業績

令和2年度は、3ヵ年計画「やましん『共創力』発揮2018」の最終年度でありました。

4つの基本方針「支援力・営業力の深化×進化」「経営力・内部態勢の深化×進化」「人材力・組織力の深化×進化」「業界総合力の深化×進化」を推し進め、お客さま第一主義のもと、地域になくてはならない金融機関として存在感の醸成に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、逸早く取り組みを始めた金庫独自の融資商品をはじめ、国・県の支援制度など新型コロナウイルス対策関連融資により、地域企業への資金支援をスピーディーに進めるとともに、事業性評価により企業や産業の発展を支援し、「課題解決型金融」と「コンサルティング機能」の強化に努めました。

営業エリアの活性化につながる地方創生についても積極的に関わり、令和2年6月には三郷町と、9月には宇陀市と「まち・ひと・しごと創生」を目指し、包括連携協定を締結しました。三郷町では、信貴山のどか村および近畿大学が進めるICT農法による「天空メロン」の生産を支援したほか、三郷町の観光・産業振興計画に基づく温浴施設

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響は第4波が押し寄せ、全国に拡大しており、収束は未だ見えない状況にあります。また、日経平均株価は高値を維持しているものの、コロナ禍の中で開催が進められている東京オリンピック・パラリンピックは経済効果に大きな期待を寄せることも難しく、経済の動向は不透明です。

奈良県内の経済については、新型コロナウイルス感染症の影響に下げ止まりの動きがみられ、持ち直しの動きが期待されますが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視していく必要があります。

当金庫が地域に根差した営業を展開し、持続的に発展していくためには、地域が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能のさらなる発揮に努め、さらには地方創生を後押ししていくことで地域経済・社会の底上げを図らなければなりません。当面はコロナ禍により疲弊した地域経済

の整備を支援するとともに、周辺旅館を支援することで地域の面的活性化に取り組むなど、地方自治体や各種団体等との連携を深めています。

令和2年度の業績につきましては、預金残高は期初来400億円増加し6,701億円となりました。また、貸出金残高は期初来350億円増加し3,587億円となりました。令和2年8月には預貸和が1兆円を突破し、記念すべき年度となりました。

収益につきましては、引き続きマイナス金利政策や金融機関競合が激化する中にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を積極的に支援した結果、融資残高が増加したことにより、貸出金利息額は前期対比796百万円増加しました。国債等売却・償還損益が前期対比では2,306百万円減少となり業務純益は1,600百万円(前期対比2,188百万円減益)となりましたが、貸出金償却等の減少により臨時損益が前期対比で3,191百万円増加となったことから、当期純利益は前期対比1,131百万円増益の1,908百万円となりました。

の回復に努めることが最優先となりますが、今後さらに人口減少・高齢化が進むと予測されており、取引先企業においても高齢化や事業所数の減少が進むことが課題となります。

本年度が初年度となる新3ヵ年計画「やましん『支援力の強化と変革への挑戦』2021～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」では、テーマを①中小企業向け資金支援の強化、②金融仲介機能の深化、③人材育成の強化と役職員のモチベーション向上、④収益増強に向けた業務改革と組織力強化、⑤地域における存在感・ブランド力の発揮とし、さらに、持続可能な開発目標(SDGs)の視点を取り込み、金庫が基本理念に掲げる「信頼」「地域」「幸せ」への取り組みを通じて地域の持続的発展に貢献できるよう事業を展開してまいります。

中小企業の経営支援に関する取組方針について

当金庫では財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、企業や産業の成長を支援しています。引き続き、取引先企業に対してきめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備について

課題解決型金融の強化とコンサルティング機能の発揮のため、本部に融資部事業支援室を設置し、個別の経営サポート活動を実施しています。金庫内の「中小企業診断士養成講座」を通じ養成した中小企業診断士を本部・営業店に配置し、こうした経営サポート活動に当たることとしています。

平成30年2月にはビジネスサポート情報の発信窓口と相談窓口の一体化によるコンサルティング機能の強化を目的に「やましんビジネスサポート窓口」を開設しました。この「やましんビジネスサポート窓口」は、地域の中小企業・小規模事業者からの「創業」から「事業承継」に至るまで、企業のライフサイクルに応じた相談を受け付け、その支援を行うもので、これまで累計103件(令和3年3月末時点)の支援を実施しました。

また、当金庫では、奈良県よろず支援拠点と連携し、創業支援や事業者の売上拡大等の経営上のあらゆる悩みの相談に対応する「よろず出張相談会」を開催している他、「中小企業支援に関する覚書」を締結している一般社団法人奈良県中小企業診断士会とも協力し、付加価値の高い課題解決策の提案、支援態勢の強化に取り組んでいます。



中小企業の経営支援に関する取組状況について

<創業・新規事業開拓の支援について>

1. 創業関連融資

平成26年5月に県内では初めて日本政策金融公庫奈良支店の3事業(国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業)の全ての分野において業務提携する「中小企業支援に関する覚書」を締結し、10月より創業者向けの協調融資商品として「やましん・公庫創業サポート融資」の取扱いを開始しました。また、奈良県制度融資である「創業支援資金」等の活用を通じて県内で創業・新規事業開拓をされる事業者への支援を行っています。

2. 創業補助金の申請支援

平成25年2月に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき「経営革新等支援機関(以下、認定支援機関)」の認定を受けました。創業に関する支援としては、創業促進補助金(創業補助金)申請時の事業計画策定支援を行っており、これまでに11件が採択されています。

<成長段階における支援について>

1. 各種セミナーの開催

「やましんビジネスセミナー」は中小企業の実務に役立つ情報提供を目的に開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、毎年開催している新入社員のビジネスマナー研修は中止としました。また10月に開催した「コロナ禍の労務管理」をテーマにしたセミナーでは、三密を回避・ソーシャルディスタンスを重視した上で、講師の弁護士より、コロナ禍で直面する様々な労務管理の問題点等について詳しく解説いただきました。

今年度は新型コロナウイルス感染症の状況を確認し、また万全の対策を講じた上で各種イベント開催を企画していきます。

2. 「若手経営塾」について

令和2年度の若手経営塾は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、中止としました。一方で、若手経営塾OB役員会を三密を回避する形で開催し、提携コンサル会社が提供する企業経営に役立つオンラインセミナーの紹介や意見交換などを行い、事業価値向上に資する活動を行いました。

3. ものづくり補助金等の申請支援

ものづくり補助金の申請時に必要となる事業計画の策定をサポートしており、これまでに48件が採択されています。また、奈良県制度融資「チャレンジ応援資金(認定枠)事業拡大枠」では28件が当金庫の申請サポートにより認定に至りました。

さらに、上記の支援に加え、当金庫では認定支援機関である民間コンサルティング会社と連携した中小企業支援も実施しています。今後も、認定支援機関として各種中小企業支援施策・公的施策活用支援を行って参ります。

4. ビジネスマッチング支援について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に起因したサプライチェーン毀損等の対策として、信金中央金庫のビジネスマッチングスキームや信用金庫間のネットワークを活用し、取引先の販路開拓支援に取り組まれました。具体的には、当金庫取引先に対して、粗品納入業者を紹介し、取引先の製造する商品が採用されるなど、販路開拓(売上向上)支援を行っています。



＜経営改善・事業再生・業種転換等の支援＞

1. 経営改善支援について

中小企業の財務体質改善を目的に専門スキルを持った職員による個別の経営指導・事業計画策定とアフターフォローを通して、経営課題に応じた最適な解決策の支援を行っています。また、個別経営指導は税理士と連携した支援や、中小企業支援ネットワーク強化事業（ミラサボ）及び奈良県信用保証協会の専門家派遣等を活用した支援を行う等、外部専門家とも連携して行っています。

【R2年4月～R3年3月における経営改善支援の取組実績】

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画策定した先数 δ	経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α	
			(単位:先数)						(単位:%)
正常先①	4,124	6		6	1	0.1		16.7	
要注意先	うちその他要注意先②	551	33	3	30	22	6.0	9.1	66.7
	うち要管理先③	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
破綻懸念先④	62	11	3	7	8	17.7	27.3	72.7	
実質破綻先⑤	17	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
破綻先⑥	1	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
小計(②～⑥の計)	631	44	6	37	30	7.0	13.6	68.2	
合計	4,755	50	6	43	31	1.1	12.0	62.0	

(注) 債務者数、経営支援取組先数は、取引先企業数(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。

2. 事業再生・業種転換等の支援について

事業承継は中小企業にとって重要な経営課題です。当金庫では「信金キャピタル株式会社」と業務提携しM&Aの仲介業務に取組んでいます。平成30年度には、公益財団法人奈良県地域産業振興センター内に事務局が設置されている奈良県事業承継ネットワークに参画し、地域の他支援機関と連携した事業承継支援に協力しています。

事業再生を図るに当たっては奈良県中小企業再生支援協議会を活用しています。当協議会は金融円滑化における出口戦略の中で、事業再生を担う役割として大きく期待されており、当金庫も各金融機関との調整が必要な先等について本協議会を利用し、抜本的な金融支援にも取り組むなど、事業再生を支援しています。

地域の活性化に関する取組状況

1. 商談会への後援・協賛と出展支援

当金庫では取引先企業へ販路開拓、ビジネスマッチングの機会を提供するため、地元商工会・商工会議所等と連携し、商談会の後援・協賛協力を行っています。商談会当日の受付案内やスタッフ応援等で協力しています。

2. ビジネスマッチングの取組み

金庫独自のマッチング業務として「やましんビジネス・マッチングサービス」を展開し、ビジネスマッチング業務の活性化に取り組んでいます。また、信金中央金庫が民間技術コンサルティング業者と連携して取り組んでいる技術マッチング支援企画にも参画するなど、当金庫取引先の製造業者と大手メーカーの技術マッチングにも取り組んでいます。

また、令和2年度から販路拡大支援の一環として、東京都の信用金庫が運営し全国の信用金庫が連携している「よい仕事おこしネットワーク」に参加し、ビジネスマッチングや販路開拓、特産品紹介等の仲介・取次ぎを行っています。

3. 奈良県中小企業支援ネットワーク等への参画

平成24年8月に県内地域金融機関・政府系金融機関・各種専門家・公的機関で構築される奈良県中小企業支援ネットワークに参画しました。ネットワークに参画するこれらの関係機関との情報交換や企業再生事例の共有化により、面的な経営改善や再生インフラを醸成しています。

4. 新型コロナウイルス感染症対策資金に係る融資及び補助金・助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対しては、当金庫の独自商品である「新型肺炎対策特別融資」や奈良県の制度融資等を提案し、迅速かつ、きめ細かな融資対応を図っています。この新型コロナ関連融資においては、令和2年度累計で4,188件、金額にして59,550百万円の融資実行を行いました。

また、当庫の事業性融資先に対しては「緊急事態宣言の緩和に係る一時支援金」の「登録確認機関」として一時支援金申請に係る事前確認を行い、申請のサポートを行っています。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況のなかで、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための「事業再構築補助金」の案内や申請のサポートも行っていきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の終息目処が立たない中で、引き続き経営支援・資金繰り支援を行ってまいります。

金融円滑化への対応について

当金庫では、地元の中小企業のみならず必要な資金を安定的に供給するよう取組んでおります。また、サポートが必要なお客さまへの経営改善支援を行う他、貸出条件の変更等を求められた場合にはその要請を真摯に受け止め、お客さまの抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて貸出条件の変更等、きめ細やかな対応を行っています。

今後も、コンサルティング機能の発揮により、お客さまの課題に応えられるよう、役職員全員が自己研鑽に励んでまいりますので、お気軽にご相談ください。

事業性評価に基づく融資の取組について

事業性評価に基づく融資の取組につきましては、地域の経済や産業の現状と課題を分析した結果を活用しながら、お客さまとの十分なコミュニケーションを通じて、取引先企業の事業内容や成長可能性を評価し、それに基づいて取引先企業の成長発展につながる的確なアドバイスや支援策の提示を行ってまいります。

これらの取組によって、新たな事業創生や円滑な事業承継についても、より一層の手厚い支援を目指し、人口減少や高齢化が進む社会環境のなかで、地域の経済や産業活動を支えながら、地域とともに成長発展していく「好循環」の実現を進めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和2年度において、新規に無保証で融資をした件数は112件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は1.88%、保証契約を解除した件数は31件です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当金庫の金融仲介機能の発揮に向けた取り組みについて

昨年度は、平成30年度より掲げてきた中期3ヵ年事業計画「やましん『共創力』発揮2018～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～」の最終年度として、信用金庫の独自性・特性や強みを発揮しながら、地域やお客様を支え、共に発展を目指し、10年後、20年後においても地域経済を豊かにする持続可能な地域づくりに貢献してまいりました。今年度より新たな3ヵ年計画を掲げ、地域金融機関として、地域経済の発展とSDGsの達成のために「信頼・地域・幸せ」の基本理念に基づき、地域を想い、寄り添って参ります。

金融仲介機能のベンチマークについて

平成29年9月、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を自己評価するとともに、客観的に把握できる指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が金融庁より公表されました。当金庫はこのベンチマークの活用や開示を通じて、金融仲介機能の質を高めてまいります。

1. 当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率）の改善や就業者数の増加が見られた企業グループの先数、及び同先に対する融資額の推移

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
メイン先数	1,493先	1,493先	1,725先
経営指標が改善した先数	912先	952先	959先
経営指標が改善した先に係る融資残高	809億円	977億円	1,064億円

当金庫は、お取引先企業の経営改善に向けた支援に本支店一体となって取り組んでいます。

2. 当金庫が関与した創業、第二創業の件数

金融機関が関与した創業件数	177件
金融機関が関与した第二創業件数	0件

当金庫は、地元経済の発展のため、創業支援にも積極的に取り組んでいます。

3. ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	4,606先	269先	206先	3,776先	213先	142先
ライフステージ別の与信先に係る事業年度内の融資残高	2,268億円	138億円	256億円	1,540億円	210億円	122億円

当金庫は、お取引先企業のライフステージに応じた支援に取り組んでいます。

トピックス

桜井北支店リニューアルオープン

令和3年7月15日に桜井北支店を増築し、リニューアルオープンをいたしました。当店は、昭和59年5月に近鉄桜井駅北側を営業エリアとしてオープンし、地域のお客さまにご愛顧いただいております。今後におきましても、地元のみならず信頼され親しんでいただける店舗づくりを進めてまいりますので、変わらぬご支援、ご愛顧をよろしくお願いいたします。



まち・ひと・しごとの創生に向けた包括連携協定

【宇陀市】

・令和2年9月18日に協定を締結

<連携協定の概要>

- 連携項目
- (1) 健幸なまち
 - (2) 暮らしやすいまち
 - (3) 活力のあるまち
 - (4) 生涯輝くまち
 - (5) 自然豊かなまち
 - (6) 地域力を発揮するまち

・上記「包括連携に関する協定」に基づき、令和2年10月26日付で同市と「高齢者等見守りに関する協定」を締結しました。「高齢者等おしらせ隊」として、日常業務の中、訪問先や営業店等で気になる高齢者等を発見した際に、連絡窓口（宇陀市役所、地域事務所）に連絡・相談します。連絡を受けた市は、各関係機関と連携を図り、適切な対応を行う仕組みです。



【桜井市、桜井市商工会】

・令和3年4月14日に協定を締結

<連携協定の概要>

- 連携項目
- (1) 市内事業者への情報提供および経営支援
 - (2) 地域内消費の増加による市内経済の活性化
 - (3) 創業支援等による地域内事業者数の増加
 - (4) 桜井駅周辺の活性化に向けた取り組み

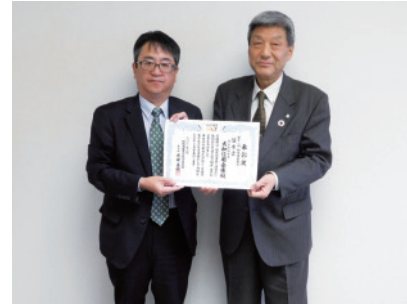
・上記「地域ビジネス活性化に向けた連携協定」の締結を受け、桜井市商工会会員向けの融資商品として奈良県信用保証協会保証「桜井市商工会会員限定 2021特別保証」を令和3年6月1日から令和4年3月31日までの期間で取扱いしております。現在、他の商工会議所・商工会とも連携を進め、会員向け融資商品を令和3年7月より取扱っています。

県内企業においても、新型コロナウイルスにより、特に観光産業や飲食業、小売業を中心に顧客の減少、売上減少等の大きな痛手を被っている状況にあります。当金庫は、連携協定に基づく会員企業に対するスピーディーな金融支援により、地域金融機関として今後も地域経済の下支えに努めてまいります。



「第11回地域再生大賞～コロナ禍を越えて～」優秀賞受賞

令和3年2月17日、全国の地方新聞46紙と共同通信社が運営する「第11回地域再生大賞～コロナ禍を越えて～」において、当金庫が優秀賞を受賞しました。桜井駅前のまちなみ整備をはじめとする桜井市のまちづくり、温泉資源や農業公園などを生かした三郷町の観光活性化、県中央部に位置する長谷寺、室生寺、岡寺、安部文殊院の4寺の参拝客誘致活動への協力、コロナ禍における中小企業への資金支援などが評価され、金融機関で唯一の受賞となりました。新型コロナウイルスで地域が苦境にある時こそ、地域金融機関として引続き精一杯の支援に取り組んでまいります。



高抗磁力対応通帳（Hi-Co通帳）を導入

令和2年10月12日より「Hi-Co通帳」の取扱いを開始致しました。お客様の利便性の向上を図るため、預金通帳の磁気ストライプ部分を高抗磁力化したもので、外部からの磁気の影響を受けにくいものとなっております。また、預金通帳のデザインでは、明細ページに県内の観光名所を地模様として挿入しています。

従来どおり、奈良県下3信金（大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫）のATMにて通帳取引（後日記帳、通帳入金、通帳カード併用出金）が可能です。通帳繰越は当金庫ATMのみとなります。



県内医療団体へのマスク寄贈

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に取組み、日々の医療行為に尽力されている奈良県内の医療関係3団体に対し、奈良県内の地域金融機関として、奈良県民の方々の健康維持にお役立て頂きたいとの願いから不織布マスクを各1万枚寄贈いたしました。



令和2年4月28日（一社）奈良県病院協会に寄贈



令和2年4月30日（一社）奈良県薬剤師会に寄贈



令和2年5月21日（一社）奈良県歯科医師会に寄贈

信金中央金庫の地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」を活用した桜井市「特別史跡 山田寺跡・史跡纏向遺跡のARを用いた魅力発信事業」への寄付

信金中央金庫創立70周年記念事業の地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」において、当金庫が推薦しました桜井市の事業「特別史跡 山田寺跡・史跡纏向遺跡のARを用いた魅力発信事業」が採択され、令和3年2月24日に1,000万円を寄付されました。同スキームにおいては、本件が奈良県初の取組みとなります。



「個人ローン特別金利キャンペーン」の取扱い

当金庫では、みなさまのより充実した生活を支援するため、消費者ローン3商品「カーライフプラン」「教育プラン」「リフォームプラン」の特別金利キャンペーンを令和3年9月30日まで実施しておりますので、是非ご利用ください。（ご利用に際して審査があります。）



SDGs達成に向けた取り組み

「大和信用金庫SDGs宣言」「大和信用金庫SDGs方針」の策定

令和元年12月2日に「大和信用金庫SDGs宣言」および「大和信用金庫SDGs方針」を策定いたしました。当金庫の基本理念である「信頼」「地域」「幸せ」への取り組みを通じて、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指してまいります。



● 大和信用金庫SDGs宣言 ●

大和信用金庫は、基本理念に掲げる「信頼」「地域」「幸せ」への取り組みを通じて、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指します。

お客さまから「信頼」される、「地域」発展のお役に立つ、職員と家族の「幸せ」を大切にする地域金融機関として存在感を発揮し、「持続可能な社会の実現」のために、事業活動を通じて地域の活性・発展に役職員一同努めてまいります。

大和信用金庫SDGs方針

1.信頼

中小企業のお客さまが抱える経営課題に即した課題解決型金融の実践による資金供給や、ライフサイクルにおける各年代のお客さまが求めるニーズ・コンテンツに即した的確なサービス提供により「信頼」される“やましん”を目指します。

2.地域

次世代のために、奈良県の地域特性を活かし歴史・環境を大切にしたい取り組みを進め、「地域」と当金庫が共に持続的成長・地域価値向上を目指し、誰もが地域との繋がりを実感し安心できる住みやすい街づくりに貢献します。

3.幸せ

働き方改革、ワークライフバランス向上への取り組みを行い、職員が成長を実感できる職場、自らが挑戦できる職場、心身ともに健康的な働きがいのある職場を目指し、職員の「幸せ」が家族の「幸せ」となり、延いてはお客さまの「幸せ」へと広がるような職場づくりに努めます。

令和元年12月2日 理事長 森川 善隆

当金庫の取り組み紹介

認知症サポーター養成講座の開催

宇陀市と締結した「包括連携に関する協定」の取り組みの一環として、認知症への理解を深め、適切な対応を行ってまいります。取り組みの一つとして、令和2年11月17日、宇陀市医療介護あんしんセンター及びキャラバン・メイトの方々を講師として招き、当金庫榛原支店において「認知症サポーター養成講座」を開催いたしました。



奈良県地域貢献サポート基金へ寄付

令和3年3月24日、奈良県が運営する「奈良県地域貢献サポート基金」に対して、当金庫の大和川基金からの出捐により、「大和川水系の水環境改善事業」をテーマに50万円を寄付しました。活動支援を希望するNPOや自治会等の地域貢献活動団体の「大和川水系の水環境改善活動」に補助が行われます。同基金への寄付は平成23年から毎年実施しており、今回で11回目の寄付（寄付総額525万円）となります。



公益社団法人なら犯罪被害者支援センターへ寄付

令和3年2月4日、犯罪被害に遭われた方々を少しでも支援できるよう、「公益社団法人なら犯罪被害者支援センター」（奈良県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）に30万円を寄付しました。同先に対する寄付は平成26年度より実施しており、今回で7回目となります。奈良県警察本部の協力を得て「年度末防犯啓発活動」として店舗内のテレビ画面に防犯啓発動画の放映をいたします。県民の皆様の防犯意識を高めることで、奈良県が犯罪のない安心で安全な街になるよう貢献したいと考えています。



その他の取り組み

- 1 持続可能な社会を創出 (SDG1) ・ 制服回収ボックスの設置
- 2 貧困をなくそう (SDG2) ・ 大和川定期預金
- 3 健康と長寿を促進 (SDG3) ・ 大和川基金
- 4 質の高い教育をみんなに (SDG4) ・ ふるさと大和川源流体験ツアー
- 5 ジェンダー平等を実現しよう (SDG5) ・ 桜井市新型コロナウイルス感染症助け合い基金へ寄付
- 6 気候変動に具体的な対策を (SDG6) ・ 「横断歩行者保護宣言事業所」への加盟
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに (SDG7) ・ 本店前交差点見守り運動の実施
- 8 働きがい、経済成長、雇用を創出 (SDG8) ・ がん検診啓発活動
- 9 産業と雇用革新 (SDG9) ・ 職員向けメンタルヘルスケアの実施
- 10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を (SDG10) ・ やましん子育て応援定期預金、定期預金「ANGEL PLUS ONE」の取扱い
- 11 持続可能な消費と生産 (SDG11) ・ 山添中学校生徒に対するWebスクールの実施
- 12 責任ある消費と生産 (SDG12) ・ 職員向け資格報奨金制度
- 13 気候変動に具体的な対策を (SDG13) ・ 通信講座助成金制度
- 14 海の豊かさを守ろう (SDG14) ・ やましんSDGs私募債
- 15 陸の豊かさを守ろう (SDG15) ・ 職員向け介護休暇、看護休暇、学校行事参加休暇等の導入
- 16 公正で包摂的な社会を創出 (SDG16) ・ ICT利活用宣言
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ ファミリーハイキングの実施、ソラぼんまちフェスタ、大和さくらい万葉まつり等多数に参加
- 13 気候変動に具体的な対策を (SDG13) ・ クールビズ運動、ウォームビズ運動の実施
- 15 陸の豊かさを守ろう (SDG15) ・ 地域一斉清掃の実施
- 16 公正で包摂的な社会を創出 (SDG16) ・ 特殊詐欺被害防止活動の実施
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ やましん防犯定期オレンジリボン運動
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ マネーロンダリング対応
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ 「子ども110番」の実施
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ 地域見守り活動への参画
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ 地域連携協定
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう (SDG17) ・ ビジネスマッチング

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

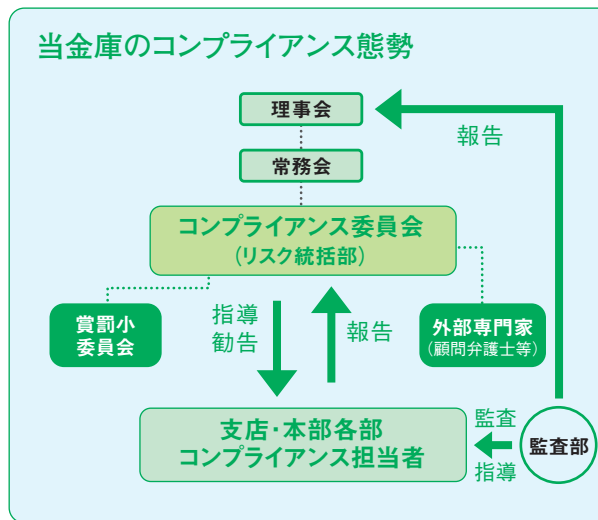
1. コンプライアンス（compliance）とは

「コンプライアンス」という言葉は、ある時は法令遵守という意味で使われ、またある時は企業倫理・経営倫理との関連で論じられていることもあり、さらには、リスク管理の一環としてコンプライアンスを論じることもあります。一般的には、『社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと。』とされています。

2. 当金庫のコンプライアンス態勢と取組姿勢について

当金庫のコンプライアンス態勢は、コンプライアンスにおける課題を検討し、かかるリスクを事前回避することを目的として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付けて業務を遂行しています。

役職員は、コンプライアンス・マインドに溢れた職場環境と人間関係を創造するため、各種研修等を通じてその周



知徹底を図り、それぞれが高い倫理観と使命感を持って行動することで、日常業務運営における違法行為及び事故の未然防止に努めています。

当金庫の金融商品にかかる勧誘方針について

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘における適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さま自身の判断によってお決めいただきます。その際当金庫は、お客さまに適正な判断をして頂くため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

金融商品の販売などに係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言の全文、その他個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、当金庫ホームページ（<https://www.yamato-shinkin.co.jp>）の他、店頭掲示のポスターにてご案内しております。また、お気軽に「顧客情報管理室」あるいは当金庫本支店窓口にお問い合わせ下さい。

内部管理基本方針

1. 当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
 - (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる「ホットライン」の設置・コンプライアンス相談申込書を制定する。
 - (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
 - (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時間閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
 - (2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理する「統合的リスク管理部門」及びリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する部門を「予算委員会」とする。
 - (3) 統合的リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会等に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に速やかに報告する。
 - (4) 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営は「理事会規程」及び「業務運営規程」に定める。
 - (2) 理事会は、機関・職制・職務分掌・職務権限等に関する諸規程を策定し、有効且つ効果的な職務遂行を実践する。
 - (3) 理事会は、経営方針、経営企画、業務・態勢にかかる基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。
 - (4) 理事会は、事業が効率的に運営できるように情報開示等を適時適切に実行するとともに、広くその意見の収集に努める。
5. 当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当金庫の代表理事は子法人等の取締役から子法人等の取締役等の職務執行状況のうち重要な情報等経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会等に報告する。
また、当金庫の子会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関連部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
 - (2) 当金庫と当金庫の子会社等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レンジャース・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
 - (3) 当金庫は、当金庫が策定した「コンプライアンスマニュアル（信用金庫行動綱領含む）」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。
 - (4) 当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役及び使用人においても、当金庫のコンプライアンス統括部門の管理者に対して直接通報ができる「ホットライン」を整備する。
 - (5) 当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定する「業務継続計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理態勢を整備する。
 - (6) 当金庫の内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会等に報告する。
 - (7) 当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会等へ報告する。
 - (8) 当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の役員が兼務する。
6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。
 - (2) 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めるとする。
 - (3) 当金庫は、監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
7. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 1. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会及び常務会で決議された事項
 - ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 理事は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
 - (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
 - (4) 監事は、常務会、予算委員会、コンプライアンス委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができるものとする。
 2. 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役員、業務執行する社員、会社法第百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - (1) 当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金庫グループの内部通報ホットライン等を利用することにより、当該担当部門に当該報告がなされた場合においては、当該担当部門は直ちに監事への報告を行うこととする。
 - (2) 当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めるとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
 - (3) 当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。
 - (4) 当金庫は、金庫グループの内部通報ホットラインの担当部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等（監事に直接通報された事項を除く）について、定期的に報告を行うよう義務づける。
 8. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当金庫は、金庫グループの内部通報ホットライン等を利用して、当金庫への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不当な取扱（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを内部通報規程に定め、これを当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
 - (2) 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
 - (3) 当金庫は、内部通報規程において、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
 - (4) 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、内部通報規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
 - (3) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
 - (4) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
 - (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に説明を求めることができるものとする。

リスク管理方針

多様化する金融環境における金庫経営では、自己責任原則に基づき、業務執行にかかわる各種リスクを正しく把握し、迅速かつ適切なリスク管理を行うことで、より一層資産の健全化・収益性の向上を図ることが求められています。

当金庫のリスク管理態勢は、各種のリスクについて各主管部門を中心にリスクを正確に評価したうえで、最高意思決定機関を理事会とし、執行機関として常務会を置き、また、各リスクを統括的に管理する部署としてリスク統括部を設置しています。

それに加え、内部監査部門である監査部が適切性を検証するとともに、監事監査および外部監査人による監査や必要に応じ法律専門家のリーガルチェックも受け、適切な業務運営とリスク管理を実施しています。

【統合的リスク管理】

統合的リスク管理の基本方針については、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保すると共に収益力の向上を図るため、金庫のリスクを総体的に捉え、そのリスクと経営体力とを対比することにより、金融情勢等の変化に対応できる統合的なリスク管理を実施するとしています。

具体的には、金庫経営に影響を与えるリスクを特定し、それぞれのリスク特性に応じたリスク管理を実施することにより、金庫経営に影響を与えるリスクのうち定量化できるリスク量を把握し、その各リスクに対し限度額、警戒ラインを設定しています。定量化リスクについては、定期的なモニタリングによりリスク量に対する評価を実施し、今後のリスク・テイク及び収益確保等の方策を検討し、それに基づきリスクのコントロール方針を決定することとしています。

統合的リスクについては、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスクを管理対象としています。

※ オペレーショナル・リスクの詳細は44ページに記載しています。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、債務者の実態把握により自己査定を適切に実施し、進捗管理ならびに結果トレースを徹底し、信用リスク量の把握に努め、ディスクロージャー債権の適切な開示に努めています。（信用リスクの詳細を39ページに記載しています。）

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、ALM(資産と負債の総合管理)体制の充実と金利上昇への対応として100BPV（金利が1.0ポイント変化したときの損益変化）及び有価証券等の価格や為替相場変動への対応としてVaR（市場における損失の可能性を計量化する手法）によりリスク量を把握し、リスクを適切に管理するとともに、適切な収益の確保を目指すことに努めています。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、運用・調達 mismatches や予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀無くされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、市場動向、預貸金動向を踏まえ、資金調達運用方針を検討し、流動性リスクを正確に把握し、適正な管理を行っています。

また、市場混乱等によるリスクが顕現化した場合に備えて、緊急時の対応模擬訓練や資金手当て可能額の把握・管理等を行っています。

【自己資本管理】

地域金融機関として、自己資本の充実を図りリスクに見合った十分な自己資本を確保することは、業務の健全性と適切性を確保するうえで極めて重要であることを認識し、自己資本の充実及び自己資本の適正評価により経営体力の向上を図るため、自己資本の管理を実施することとしています。

自己資本管理とは、自己資本の充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいい、当金庫では下記の通り定義付けています。

(1)自己資本充実度の評価における自己資本は、自己資本が潜在損失（リスク）に対する備えであることを踏まえ、自己資本比率算出上の自己資本額とします。

(2)自己資本比率算定上、金庫が用いる手法は、信用リスク関連は標準的手法、オペレーショナル・リスク関連は基礎的手法を用います。

また、自己資本充実度の評価におけるリスク許容額は、自己資本比率の国内基準である4%を超える自己資本相当額としており、リスクのポジション限度額として、自己資本比率の4%を超える（自己資本比率-4%）自己資本相当額をリスク許容額としています。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

大和信用金庫 総務部（顧客サポート管理統括部署）
 住 所：奈良県桜井市大字桜井281-11
 T E L：0744-42-9083
 F A X：0744-46-2661
 受付時間：9:00～17:00 月～金（信用金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、面談、ホームページ等

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部または本部関係部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）
 住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
 T E L：03-3517-5825
 受付時間：9:00～17:00 月～金（祝日、12/31～1/3除く）
 受付媒体：電話、手紙、面談

5. 奈良弁護士会、東京弁護士会が設置運営する仲裁センター、奈良県消費生活センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部、本部関係部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	奈良弁護士会 仲裁センター	東京弁護士会 紛争解決センター	奈良県消費生活センター
住 所	〒630-8237 奈良市中筋町22-1	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒630-8213 奈良市登大路町10-1
電話番号	0742-22-2035	03-3581-0031	0742-26-0931
受 付 日 時	月～金（祝日を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00

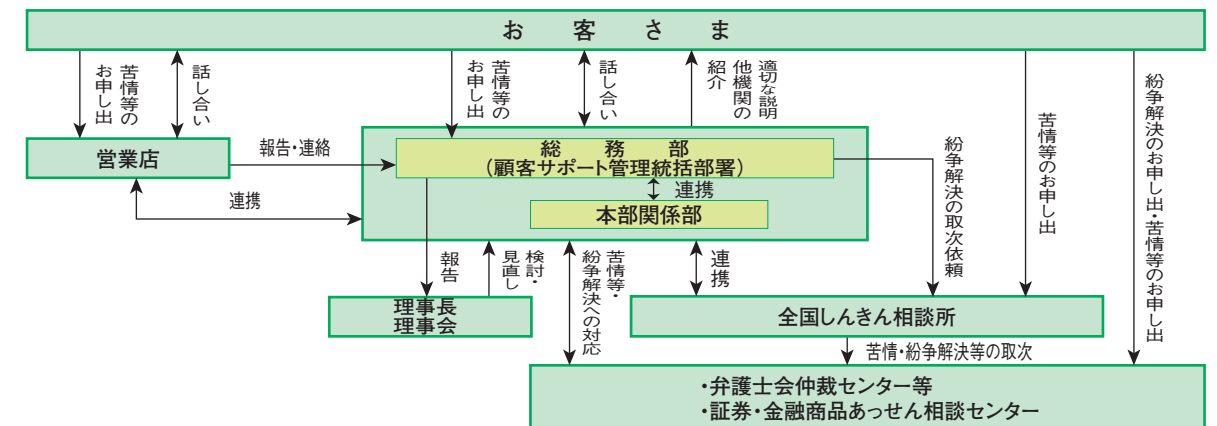
6. 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等のお申し出並びに紛争の解決を図る手段として、上記全国しんきん相談所の他に、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）
 住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
 T E L：0120-64-5005
 受付時間：9:00～17:00 月～金（祝日、12/31～1/3除く）

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部（顧客サポート管理統括部署）がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部（顧客サポート管理統括部署）もしくは本部関係部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を顧客サポート管理統括部署と連携のうえ本部関係部から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組体制



経営指標について

金融機関の経営状況を示す指標にはいろいろな数値がありますが、特に健全性を表す指標である「自己資本比率」、不良債権の比率である「不良債権比率」が良く使われています。

令和2年度において、自己資本比率は前期対比で上昇し、国内基準である4%を大きく上回る数値となっています。また、不良債権比率も前期より改善しており、今後も安心してお取引していただける経営状況となっております。

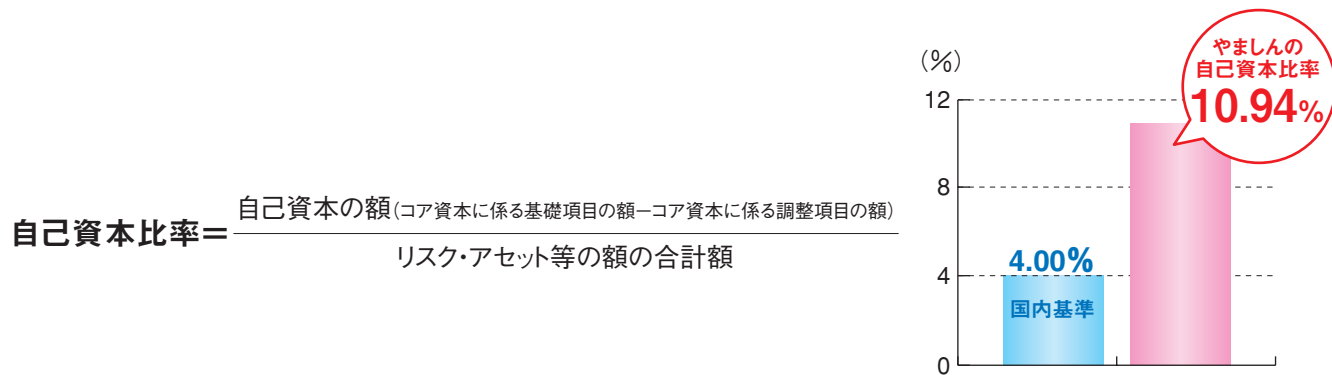
【令和3年3月期の自己資本比率について】

信用金庫は、経営の健全性と安定性を確保するために、資産に対して一定以上の自己資本を保有することが求められています。

当金庫の令和3年3月期の自己資本比率は、前期対比0.59ポイント上昇し10.94%となり、国内基準である4%を大きく上回る水準を維持しています。

今後とも統合的なリスク管理の徹底により収益を確保し、安定的に自己資本を積み上げてまいります。

自己資本比率とは、貸出金などの資産(リスク・アセット等)に対する自己資本の割合のことです。自己資本はコア資本に係る基礎項目の額およびコア資本に係る調整項目で構成されます。

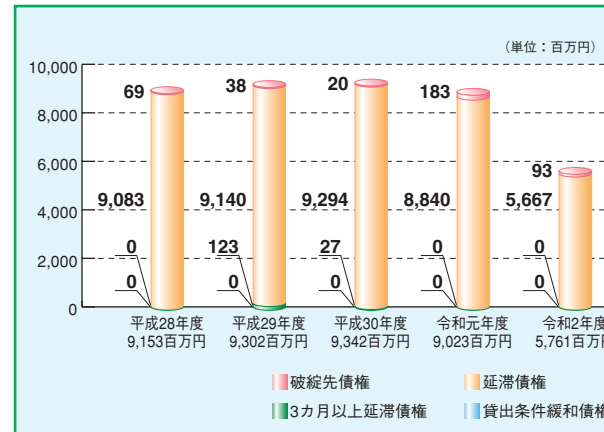


大和信用金庫単体における自己資本の構成に関する事項は38ページに記載しております。また、連結における自己資本の構成に関する事項は48ページに記載しております。



リスク管理債権および金融再生法による開示債権について

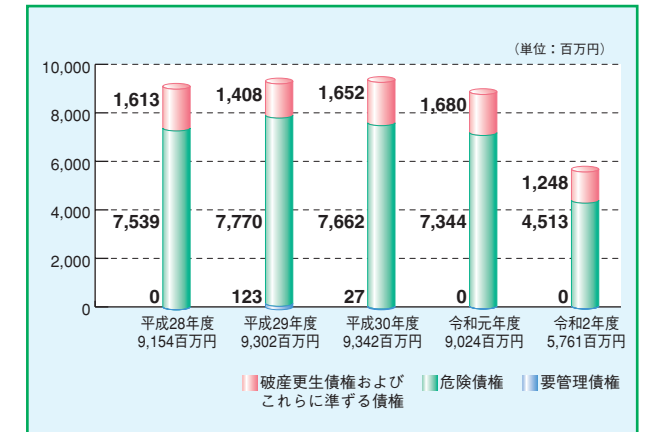
●信用金庫法に基づくリスク管理債権額の推移



令和3年3月期の信用金庫法に基づくリスク管理債権額は5,761百万円となり、前期対比で3,262百万円減少し、不良債権比率は前期より1.18ポイント改善し、1.60%となりました。

なお、不良債権に対し、担保・保証額2,632百万円および貸倒引当金2,491百万円があります。

●金融再生法に基づく開示債権額の推移



令和3年3月期の金融再生法に基づく不良債権額は5,761百万円となり、前期対比で3,263百万円減少し、不良債権比率は前期より1.18ポイント改善し、1.59%となりました。

なお、不良債権に対し、担保・保証額2,632百万円および貸倒引当金2,491百万円があります。

自己査定と保全の状況 (対象:貸出金等と信関連債権)						金融再生法開示債権 (対象:貸出金等と信関連債権)		リスク管理債権 (対象:貸出金)	
債務者区分	残高①	比率(%)	担保等保全額②	貸倒引当金③	保全率(%) (②+③)÷①	区分	残高	区分	残高
破綻先	93	0.0	364	883	100.0	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,248	破綻先債権	93
実質破綻先	1,154	0.3						延滞債権	5,667
破綻懸念先	4,513	1.2	2,268	1,607	85.8			危険債権	4,513
要管理先	うち要管理債権	—	—	—	—	要管理債権 (貸出金のみ)	—	貸出条件緩和債権	—
	要管理先	—	—	—	—			小計	5,761
その他の要注意先	36,621	10.2				正常債権	355,514		
正常先	316,330	88.1				合計	361,275		
合計	358,711	100.0							

(担保・保証等の額、および引当金の額については、37ページおよび40ページに記載しております。)

<リスク管理債権について>

- 破綻先債権とは
元本又は利息の弁済がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法等の適用や手形交換所の取引停止処分を受ける等に該当する先への貸出金です。
- 延滞債権とは
未収利息を計上した延滞貸出金で、当金庫はより厳格な開示基準として未収利息のあるなしにかかわらず「実質破綻先」および「破綻懸念先」を全額開示しています。
- 3か月以上延滞債権とは
元本又は利息の支払が3か月以上6か月未満遅延している貸出金です。
- 貸出条件緩和債権とは
債務者の経営再建・支援を図る目的で、貸出条件の変更等を行った貸出金です。

なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

信用金庫法上と金融再生法上の開示対象債権の違いについて

信用金庫法に基づくリスク管理債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示債権は、「貸出金及び貸出金に準ずる債権」であり、貸出金以外に、外国為替、その他資産の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返と範囲をより広く捕捉しています。

主な預金商品		令和3年7月1日現在
種類	内容	
総合口座	1冊の通帳に〈貯める・支払う・借りる・運用する〉4つの機能をまとめました。自動融資も担保の預金・積金残高の90%（最高500万円）以内とワイドです。	
普通預金	お預け入れ・お引き出し自由の便利な預金です。公共料金等の自動支払いや給与・年金・配当金・公社債元利金の自動受取りもできます。	
普通預金T.M (テン・ミリオン)	お預け入れ残高が1,000万円以上の場合、金利が優遇されるお得な普通預金です。	
無利息型普通預金	普通預金と同様にご利用できます。お利息はつきません。預金保険制度における決済用預金として、全額保護の対象となります。	
やましん後見支援預金	後見制度による支援を受ける方(ご本人)の財産のうち、日常的に必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる普通預金です。家庭裁判所の「指示書」が必要となるため、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。	
教育資金一括増与専用口座 普通預金「孫への贈り物」	「教育資金の一括増与に係る贈与税の非課税措置」(租税特別措置法)の適用を受けるための口座です。本口座から教育資金のお支払いと同時にお振込みをされる場合は、振込手数料を無料とさせていただきます。(期間限定)	
貯蓄預金	10万円型と30万円型の2種類があり、キャッシュカードもご利用いただけます。	
当座預金	商取引に必要な手形や小切手をご利用いただけます。	
通知預金	預入金額は1万円以上、預入期間は7日以上となります。	
納税準備預金	各種税金の納税資金をお預け入れいただけ、お利息に税金がかかりません。お引き出しは、原則として納税に充てる場合に限りです。	
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の効率的な運用に最適です。市場金利の動向に合わせて当金庫独自の金利を設定します。	
スーパー定期預金	100円からお預け入れ可能な、手軽で身近な預金です。	
期日指定定期預金	お預け入れ後1年以上経過すると1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。1年複利で満期日に一括課税計算しますので、さらに有利です。	
変動金利定期預金	6ヵ月毎に金利が変更され、特に3年ものは半年複利で満期日に一括課税計算しますので、とても有利です。	
スーパー定期積金 (ビッグ100積金)	ご利用の目標に向かって、毎月一定額をお積み立ていただく預金です。無理なく確実に貯めていただけます。	
大和川水質改善応援定期預金 大和川定期預金	大和川の水質改善を願い、新規にお預け入れの定期預金について、基準のBOD値よりも水質が改善した場合、金利を上乗せします。(期間限定)	
やましん防犯定期預金	犯罪のない安心・安全な住みよい街づくりを目指し、新規にお預け入れの定期預金について、基準の犯罪率を下回った場合、金利を上乗せします。(期間限定)	
退職金特別金利定期預金 ハッピーロード	退職金で新たにお預け入れいただく定期預金に特別金利を適用させていただきます。退職金の受取日・受取額を確認できる資料が必要となります。(期間限定)	
相続定期預金	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただく定期預金に特別金利を適用させていただきます。	
年金受給者向け優遇金利付定期預金 新ゆうゆう定期預金	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客さま・お受け取りをご予約いただいているお客さま限定の優遇金利定期預金です。2つのタイプの定期預金をご用意しています。	
年金受給者向け優遇金利付定期預金 ゆうゆう定期預金	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客さま限定の優遇金利定期預金です。2ヵ月に1度の自動振替で、ゆうゆうらくらくお積み立ていただけます。	
子育て応援定期預金 ANGEL PLUS ONE	18歳未満のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、世帯合計で300万円までの定期預金の金利を優遇させていただきます。	
子育て応援定期預金 ANGEL PLUS ONE	18歳未満のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、1世帯当り契約金額100万円以上300万円までの定期預金の金利を優遇させていただきます。	

主な融資商品		令和3年7月1日現在	
種類	融資期間	ご利用額	内容・特色
住宅ローン イーアルジ	最長35年	1億円以内	住宅の新築・増改築、土地建物の購入資金ならびに既存の住宅ローン借換資金にご利用いただけます。
ビジネスローン 「社長!どうですか」	最長10年	1,000万円以内 (スコアリングにより決定)	スコアリングにより、ご融資限度額・ご融資金利を決定します。地元企業の発展に寄与し、地域経済の活性化を図るためのローンです。
多目的ローン 夢いっぱい	1年 (自動更新)	500万円以内	一度の契約で、ご利用限度額まで簡単な手続きで何度でもご利用いただけます。
リフォームプラン	最長15年	1,000万円以内	住宅のリフォーム(増改築・修繕)に必要な資金としてご利用いただけます。FAXやインターネットで仮申込みができます。
教育プラン	最長16年	1,000万円以内	学校(教育施設)の入学金・授業料・下宿代等就学に必要な資金としてご利用いただけます。FAXやインターネットで仮申込みができます。
カーライフプラン	最長10年	1,000万円以内	マイカー購入だけでなく、免許取得費用や修理費用、車検費用等にご利用いただけます。FAXやインターネットで仮申込みができます。
子育て応援ローン ANGEL PLUS ONE	教育資金 最長16年 車購入資金 最長10年	1,000万円以内	20歳以下のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、教育資金・自家用車購入資金に対して、貸出金利を優遇いたします。
フリーローン	最長10年	500万円以内	お使いみち自由で便利なローンです。FAXやインターネットでも仮申込みができます。(事業資金は除く)
eローン即戦力	最長10年	1,000万円以内	お使いみち自由で便利なローンです。当金庫に普通預金口座をお持ちの方は、原則ご契約までWEBで完結、来店不要です。(事業資金は除く)
カードローンSmiles(住みいるズ)	3年 (自動更新)	50・100・ 200・300万円以内	当金庫で住宅ローンをご利用されているお客さま限定のお使いみち自由で便利なカードローンです。FAXやインターネットで仮申込みができます。(事業資金は除く)
カードローンEase(イーズ)	3年 (自動更新)	50・100・200・ 300・400・500万円以内	お使いみち自由で便利なカードローンです。FAXやインターネットで仮申込みができます。(事業資金は除く)

各種サービス		令和3年7月1日現在
種類	内容	
国債の販売	利付国債及び個人向け国債のお取扱いをしています。	
デビットカード	当金庫のキャッシュカードで、お手持ちの現金がなくても全国のJ-Debit加盟店で利用限度額に応じてお買い物ができます。	
やましん インターネットバンキング	パソコン・携帯電話(NTTドコモ、au、SoftBank)により、個人向けのサービスを行っており、残高照会、個別振込、国庫金の支払(マルチペイメント)などにご利用いただけます。	
法人 インターネットバンキング	パソコンにより法人及び個人事業者向けのサービスを行っており、残高照会、総合振込、給与振込、国庫金の支払(マルチペイメント)、口座振替などにご利用いただけます。	
totoの払い戻し	スポーツ振興くじtotoの当選金の払い戻し業務を行っています。 (取扱店舗:本店営業部・八木支店・高田支店・天理支店・生駒支店・王寺支店・西大寺支店)	
火災保険の販売	住宅ローン関連の長期火災保険・店舗総合保険を、損害保険代理店として取扱っています。	
保険の販売	終身保険及び所得保障保険、がん保険・医療保険・傷害保険を、保険代理店として取扱っています。	
しんきんビジネス・ マッチングサービス	全国の信用金庫が地元企業のニーズを収集し、相互に情報交換することにより、お取引先のビジネスパートナーを発掘します。	
投信インターネットサービス	インターネットにより、投資信託の買付、換金のお取引などにご利用いただけます。(スマートフォン対応済)	
電子記録債権サービス (でんさいネット)	ITを活用した電子記録債権(でんさい)による決済サービスです。電子記録債権は、手形と異なり印紙税が課税されず、債権を分割して譲渡や割引することもできます。(ご利用に際し審査があります。)	

その他の各種サービスとして、振込・送金をはじめ、外貨両替、キャッシュサービス、自動支払、自動受取、給与振込、貸金庫、夜間金庫、クレジットカード、QRコード決済サービスなどをご利用いただけます。

投資信託 取扱商品のご案内(取扱商品の一例です)		令和3年7月1日現在		
投資対象	ファンド名	運用会社	ファンドの特色	
主に債券で運用	海外	コーポレート・ボンド・インカム (為替ヘッジ型) [愛称:泰平航路]	三井住友DSアセット マネジメント	A格相当以上を中心に高格付社債(米ドル建て、投資適格社債)へ投資し、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。
	海外	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型) [愛称:杏の実]	大和アセット マネジメント	AA格相当以上のオーストラリア・ドル建て及びニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資します。
主に株式で運用	国内	しんきん好配当利回り株ファンド (3ヵ月決算型) [愛称:四季絵巻]	しんきんアセット マネジメント投信	東証1部・2部上場株式を主要対象とし、主に「予想配当利回りの高さ」に着目した株式投資を行い、決算毎に安定した分配金を出すことを目標とします。
	国内(海外含む)	グローバル・ロボティクス 株式ファンド(1年決算型)	日興アセット マネジメント	世界各国の株式の中から主にロボット製作やAI(人工知能)などのロボット関連技術の開発に携わる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
	海外	しんきん世界好配当 利回り株ファンド (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信	日本を除く世界先進各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資することにより、安定した配当収益の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。
主に不動産で運用	国内	しんきんリートオープン (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信	当ファンドへの投資を通じて間接的に不動産に投資した効果が得られ、収益を分配金として受け取ることが可能です。
	国内(海外含む)	三井住友・グローバル・ リート・オープン [愛称:世界の大家さん]	三井住友DSアセット マネジメント	日本を含む世界各国の上場されている不動産投資信託(リート)に投資します。特に賃貸事業収入率の高い銘柄を中心に分散投資することで安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指します。
バランス運用	海外	新光US-REITオープン [愛称:ゼウス]	アセットマネジメントOne	米国の上場及び店頭登録銘柄の不動産投資信託(US-REIT)に投資し、市場平均よりも高い水準の配当収益確保・長期的な値上がり利益の獲得を目指します。
	国内(海外含む)	しんきん3資産ファンド (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信	国内株式(しんきん好配当利回り株マザーファンド)、海外債券(しんきん欧州ソブリン債マザーファンド・しんきん米国ソブリン債マザーファンド)及び国内不動産投資信託(Jリート)の3資産に投資し、安定した収益の確保を目指します。
バランス運用	国内(海外含む)	しんきんグローバル 6資産ファンド (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信	国内外の債券、国内外の株式、国内外の不動産投資信託の6つの異なる資産にバランスよく分散投資し、毎月安定した収益分配を目指します。

【ご注意】※投資信託は、預金ではなく、預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
※投資信託は、元本の保証がなく、元本欠損を生ずることがあります。
※投資信託の運用による収益及び損失はお客様に帰属します。
※投資信託をお申込みの際は、あらかじめお渡しする「投資信託説明書(自論見書等)」にて内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
※本一覧表は、当金庫が独自に分類したものであり、各投信会社が行う分類とは直接関係ありません。

投信自動積立(定時定額購入取引)
預金口座から毎月決まった日に、決まった金額で投資信託を買い付けるサービスです。
1万円以上千円単位でお手軽に始めることができます。
購入時期や購入単価が分散されることで、長期的に安定した運用効果が期待できます。

貸借対照表

(単位:百万円)

(資産の部)	2018年度	2019年度	2020年度
現金	7,139	6,477	5,277
預け金	183,186	184,791	211,677
買入金銭債権	1,222	1,127	-
金銭の信託	10,619	13,579	15,430
有価証券	141,963	132,573	127,565
国債	10,565	10,297	12,304
地方債	4,325	2,882	505
社債	22,577	23,280	26,987
株式	4,642	2,864	2,124
その他の証券	99,852	93,247	85,643
貸出金	306,743	323,690	358,714
割引手形	2,110	2,089	1,123
手形貸付	23,943	30,562	24,839
証書貸付	265,984	274,511	319,625
当座貸越	14,704	16,527	13,125
その他資産	4,128	3,337	3,970
未決済為替貸	84	63	70
信金中金出資金	2,397	2,397	2,397
未収収益	606	457	1,036
その他の資産	1,039	419	465
有形固定資産	4,958	5,081	5,164
建物	2,196	2,078	2,320
土地	2,160	2,215	2,215
リース資産	422	401	379
建設仮勘定	-	220	42
その他の有形固定資産	179	165	206
無形固定資産	41	40	75
ソフトウェア	31	31	65
その他の無形固定資産	9	9	9
前払年金費用	4	35	43
繰延税金資産	-	322	-
債務保証見返	1,501	1,294	1,241
貸倒引当金	△2,213	△3,339	△2,809
(うち個別貸倒引当金)	(△2,052)	(△3,035)	(△2,491)
資産の部合計	659,295	669,012	726,351

やましん 信金中金
 信金中金などに預けたお金
 信託財産として運用しているお金
 国債などに投資した額
 社債 地方債 国債
 個人や企業のみなさまにご融資したお金
 保証した債務に対する求償権
 将来予想される貸倒に備えるための引当金

預けていただいたお金
 期末での未納法人税・住民税等の見積額

(単位:百万円)

(負債の部)	2018年度	2019年度	2020年度
預金積金	614,421	630,072	670,128
当座預金	7,612	8,056	8,938
普通預金	125,824	142,453	186,267
貯蓄預金	80	80	89
通知預金	11,867	11,577	20,999
定期預金	437,735	436,410	421,550
定期積金	30,223	29,541	30,326
その他の預金	1,077	1,953	1,957
借入金	96	92	10,188
その他負債	2,195	1,903	1,405
未決済為替借	138	90	89
未払費用	1,192	705	389
給付補填備金	19	18	16
未払法人税等	149	315	204
前受収益	115	211	142
払戻未済金	3	2	2
払戻未済持分	4	4	5
リース債務	422	401	379
資産除去債務	56	57	76
その他の負債	93	97	97
賞与引当金	232	224	216
役員賞与引当金	32	26	25
退職給付引当金	593	578	557
役員退職慰労引当金	259	247	145
偶発損失引当金	77	72	40
繰延税金負債	25	17	28
再評価に係る繰延税金負債	104	104	104
債務保証	1,501	1,294	1,241
負債の部合計	620,986	634,634	685,646

(純資産の部)	2018年度	2019年度	2020年度
出資金	917	916	918
普通出資金	917	916	918
利益剰余金	32,236	32,976	34,848
利益準備金	919	917	916
その他利益剰余金	31,137	32,059	33,932
特別積立金	28,000	29,000	30,000
(経営安定化積立金)	(12,000)	(13,000)	(14,000)
当期末処分剰余金	3,317	3,059	3,932
会員勘定合計	33,154	33,892	35,766
その他有価証券評価差額金	5,690	1,021	5,473
土地再評価差額金	△535	△535	△535
評価・換算差額等合計	5,154	485	4,937
純資産の部合計	38,308	34,378	40,704
負債及び純資産の部合計	659,295	669,012	726,351

お預かりしているご預金の利息など
 サービスの提供を受けた時に支払った費用
 債券の売買や償還の時に発生した損失など
 給与など必要な営業上の経費
 給与
 経常収益 - 経常費用
 金庫本来の利益

損益計算書

(単位:千円)

科目	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	8,157,643	10,737,995	10,498,824
資金運用収益	6,087,060	6,866,003	7,112,955
貸出金利息	2,900,154	3,013,505	3,809,822
預け金利息	212,552	198,378	189,492
有価証券利息配当金	2,895,494	3,579,115	3,049,032
その他の受入利息	78,859	75,003	64,547
役員取引等収益	439,265	446,317	457,458
受入為替手数料	182,978	186,441	187,288
その他の役員収益	256,286	259,875	270,170
その他業務収益	1,032,547	2,390,095	1,439,397
外国為替売買益	2,391	-	870
国債等債券売却益	849,583	2,334,745	1,328,510
国債等債券償還益	169,440	10,150	-
その他の業務収益	11,131	45,199	110,016
その他経常収益	598,769	1,035,578	1,489,013
貸倒引当金戻入益	-	-	248,410
償却債権取立益	13,300	3,249	18,613
株式等売却益	397,905	456,008	685,410
金銭の信託運用益	180,644	550,844	532,292
その他の経常収益	6,918	25,476	4,286
経常費用	6,466,425	9,130,707	7,885,845
資金調達費用	701,899	512,488	346,399
預金利息	692,148	502,952	336,888
給付補填備金繰入額	9,156	8,964	8,960
借入金利息	594	570	550
役員取引等費用	347,323	380,986	392,629
支払為替手数料	58,443	59,609	59,662
その他の役員費用	288,880	321,376	332,966
その他業務費用	160,383	377,994	1,722,775
外国為替売買損	-	807	-
国債等債券売却損	3,975	85,140	1,341,951
国債等債券償還損	132,784	161,598	269,531
国債等債券償却	-	74,640	-
その他の業務費用	23,622	55,808	111,291
経費	4,663,304	4,537,519	5,048,376
人件費	2,995,441	2,845,506	3,273,345
物件費	1,513,124	1,514,962	1,538,803
税金	154,738	177,050	236,227
その他経常費用	593,513	3,321,719	375,664
貸倒引当金繰入額	7,871	1,152,155	-
貸出金償却	1,982	200,086	69,772
株式等売却損	340,442	806,487	171,248
株式等償却	51,393	45,854	62,551
金銭の信託運用損	164,049	91,477	19,113
その他資産償却	107	48	37
その他の経常費用	27,667	1,025,609	52,941
経常利益	1,691,218	1,607,287	2,612,979

期間の最終利益
 会員のみなさまにお支払いする配当金

科目	2018年度	2019年度	2020年度
特別利益	-	-	-
特別損失	4,980	299	2,006
固定資産処分損	4,980	299	2,006
税引前当期純利益	1,686,237	1,606,988	2,610,973
法人税、住民税及び事業税	477,534	811,381	601,452
還付法人税等	△72,107	-	△80,876
法人税等調整額	48,571	19,062	181,985
法人税等合計	453,998	830,443	702,561
当期純利益	1,232,239	776,544	1,908,411
繰越金(当期末残高)	2,084,950	2,282,876	2,023,906
当期末処分剰余金	3,317,190	3,059,421	3,932,318

【損益計算書の注記】
 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2.子会社との取引による収益総額 1,147千円
 子会社との取引による費用総額 32,584千円
 3.出資1口当たりの当期純利益金額 207円73銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	2018年度	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	3,317,190	3,059,421	3,932,318
利益準備金限度超過積立金取崩額	2,359	1,114	-
剰余金処分数額	1,036,672	1,036,629	1,038,872
利益準備金	-	-	2,207
普通出資に対する配当金	(4%)36,672	(4%)36,629	(4%)36,665
特別積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(うち経営安定化積立金)	(1,000,000)	(1,000,000)	(1,000,000)
繰越金(当期末残高)	2,282,876	2,023,906	2,893,445

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:利益・千円/残高・百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
利益	経常収益	8,054,132	7,977,210	8,157,643	10,737,995	10,498,824
	経常利益	1,582,779	1,713,709	1,691,218	1,607,287	2,612,979
	当期純利益	1,038,681	1,172,892	1,232,239	776,544	1,908,411
残高	出資総額	916	919	917	916	918
	出資総口数(口)	9,160,840	9,196,010	9,172,413	9,161,268	9,183,338
	純資産額	36,677	37,311	38,308	34,378	40,704
	総資産額	629,141	647,837	657,793	667,718	725,110
	預金積金	587,526	605,696	614,421	630,072	670,128
	貸出金	267,821	283,026	306,743	323,690	358,714
	有価証券	148,763	138,244	141,963	132,573	127,565
	単体自己資本比率(%)	11.56	11.41	10.96	10.35	10.94
	普通出資に対する配当金(円)	4	4	4	4	4
	役員数(人)	13	13	13	11	12
うち常勤役員数(人)	8	8	8	7	7	
職員数(人)	334	336	336	337	346	
会員数(人)	23,086	23,298	23,505	23,732	24,457	

(注)残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

業務粗利益

(単位:千円)

業務粗利益から業務に必要な経費を引いた差額

業務純益

(単位:千円)

項目	2018年度	2019年度	2020年度
資金運用収支(資金利益)	5,396,193	6,363,401	6,773,516
資金運用収益	6,087,060	6,866,003	7,112,955
資金調達費用	690,867	502,601	346,399
役員取引等収支	91,942	65,330	64,829
役員取引等収益	439,265	446,317	457,458
役員取引等費用	347,323	380,986	392,629
その他業務収支	872,163	2,012,101	△283,378
その他業務収益	1,032,547	2,390,095	1,439,397
その他業務費用	160,383	377,994	1,722,775
業務粗利益	6,360,299	8,440,833	6,554,967
業務粗利益率(%)	1.02	1.35	0.98

(注) 1.[資金調達費用]は、金銭の信託運用見合費用(2018年度 11,031千円、2019年度 9,886千円、2020年度 6,960千円)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率(%)=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

総資産に対する利益率

総資産利益率

(単位:%)

項目	2018年度	2019年度	2020年度
業務純益	1,855,095	3,788,920	1,600,418
実質業務純益		3,932,037	1,600,418
コア業務純益		1,908,521	1,883,392
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		835,994	1,183,955

(注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。
2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を算入した損益です。
4.[実質業務純益][コア業務純益][コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)]については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度より開示することとなったため、2019年度分から開示しております。

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回及び総資金利ざや

(単位:平均残高・百万円/利息・千円/利回・%)

科目	2018年度			2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	620,518	6,087,060	0.98	624,584	6,866,003	1.09	664,710	7,112,955	1.07
うち貸出金	286,632	2,900,154	1.01	302,187	3,013,505	0.99	337,341	3,809,882	1.12
うち預け金	199,068	212,552	0.10	182,488	198,378	0.10	194,750	189,492	0.09
うち有価証券	129,449	2,895,494	2.23	136,346	3,579,115	2.62	129,576	3,049,032	2.35
資金調達勘定	595,832	701,899	0.11	599,242	502,601	0.08	637,780	339,438	0.05
うち預金積金	605,762	701,305	0.11	611,505	511,917	0.08	651,416	345,848	0.05
うち借入金	99	594	0.60	94	570	0.60	284	550	0.19
資金調達原価率			0.88			0.83			0.83
総資金利ざや			0.10			0.26			0.24

(注) 次の額を控除して表示しております。
資金運用勘定は無利息預け金(平均残高) ———— 2018年度 290百万円・2019年度 308百万円・2020年度 194百万円
資金運用勘定・資金調達勘定は金銭の信託運用(見合)額(平均残高) ———— 2018年度 10,029百万円・2019年度 12,357百万円・2020年度 13,921百万円
資金調達勘定は金銭の信託運用見合費用(利息) ———— 2018年度 11,031千円・2019年度 9,886千円・2020年度 6,960千円

理事長による適正性・有効性確認

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。
令和3年6月22日

大和信用金庫 理事長 森川 善隆

【独立監査人の監査報告書】

独立監査人の監査報告書	
2021年3月31日	
大和信用金庫	
理事長 森川 善隆	
有価証券監査人 トーマツ 大坂事務所	
独立監査責任社員 監査執行社員	千崎 育利
独立監査責任社員 監査執行社員	奥村 孝司
<p><計算書類等監査> 監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、大和信用金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の剰余金処分計算書、平年なら、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象事項を「計算書類等」という。)について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、企業から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を負っている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 計算書類等に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 利害関係 本監査人と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上</p>	

会計監査

平成30年度及び令和元年度、令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け、適正・適合である旨の監査報告を受けております。

【報酬体系について】

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の内規により定められております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
(単位:百万円)
- | 区分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 131 |
- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付け金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受取る者はいませんでした。
以上

受取利息・支払利息の分析

(単位:千円)

科目	2018年度			2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	44,423	△144,832	△100,409	318,131	464,667	782,798	249,645	7,762	257,407
うち貸出金	161,141	△120,967	40,174	155,116	△41,765	113,351	397,029	399,347	796,376
うち預け金	5,232	△10,521	△5,289	△18,023	3,849	△14,174	11,931	△20,816	△8,885
うち有価証券	△121,950	△13,342	△135,292	181,038	502,583	683,621	△159,315	△370,768	△530,083
支払利息	17,229	△102,067	△84,838	4,782	△194,195	△189,413	21,557	△187,644	△166,087
うち預金積金	17,254	△102,067	△84,813	4,807	△194,195	△189,388	21,190	△187,259	△166,069
うち借入金	△25	-	△25	△25	-	△25	367	△384	△17

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。

貸出金担保別内訳

(単位:百万円・%)

区別	2018年度		2019年度		2020年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
当金庫預金積金	5,827	(1.89)	5,694	(1.75)	5,198	(1.44)
有価証券	251	(0.08)	313	(0.09)	223	(0.06)
不動産	48,192	(15.71)	51,401	(15.87)	53,066	(14.79)
信用保証協会信用保険	37,398	(12.19)	40,580	(12.53)	83,708	(23.33)
保証	49,539	(16.15)	52,638	(16.26)	53,748	(14.98)
信用	165,528	(53.96)	173,056	(53.46)	162,763	(45.37)
その他	5	(0.00)	5	(0.00)	5	(0.00)
合計	306,743	(100.00)	323,690	(100.00)	358,714	(100.00)

貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円・%)

科目	2018年度		2019年度		2020年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
固定金利貸出	152,567	(49.73)	151,652	(46.85)	193,039	(53.81)
変動金利貸出	154,175	(50.26)	172,038	(53.14)	165,674	(46.18)
合計	306,743	(100.00)	323,690	(100.00)	358,714	(100.00)

預貸率

(単位:%)

区別	2018年度	2019年度	2020年度
未残	49.92	51.37	53.52
平残	47.31	49.41	51.78

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預金の種類別残高

(単位:百万円)

科目	2018年度		2019年度		2020年度	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
流動性預金	126,433	145,384	140,975	162,167	182,060	216,294
(うち有利息預金)	117,005	132,314	129,715	147,520	164,756	196,477
当座預金	4,584	7,612	5,712	8,056	8,280	8,938
普通預金	120,405	125,824	133,910	142,453	172,420	186,267
貯蓄預金	88	80	80	80	82	89
通知預金	1,355	11,867	1,271	11,577	1,276	20,999
定期性預金	478,405	467,959	469,554	465,951	468,324	451,876
定期預金	448,921	437,735	440,027	436,410	438,240	421,550
(うち固定自由金利定期預金)	448,893	437,707	440,021	436,404	438,210	421,516
(うち変動自由金利定期預金)	23	23	23	22	25	29
定期積金	29,483	30,223	29,527	29,541	30,084	30,326
その他の預金	923	1,077	974	1,953	1,032	1,957
合計	605,762	614,421	611,505	630,072	651,416	670,128

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.定期性預金=定期預金+定期積金
うち固定自由金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
うち変動自由金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

お客さま別預金残高

(単位:百万円)

区別	2018年度	2019年度	2020年度
個人	477,531	485,981	498,935
法人	136,890	144,090	171,192
一般法人	86,780	92,145	114,480
金融機関	1,280	684	510
公金	48,829	51,260	56,201
合計	614,421	630,072	670,128

債務保証見返担保別内訳

(単位:百万円・%)

区別	2018年度		2019年度		2020年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
当金庫預金積金	92	(6.12)	78	(6.02)	40	(3.22)
信用保証協会信用保険	250	(16.65)	201	(15.53)	163	(13.13)
信用	1,158	(77.14)	1,014	(78.36)	1,037	(83.56)
合計	1,501	(100.00)	1,294	(100.00)	1,241	(100.00)

貸出金用途別内訳

(単位:百万円・%)

区別	2018年度		2019年度		2020年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
設備資金	132,382	(43.15)	144,225	(44.55)	147,203	(41.03)
運転資金	174,361	(56.84)	179,465	(55.44)	211,510	(58.96)
合計	306,743	(100.00)	323,690	(100.00)	358,714	(100.00)

貸出金科目別平均残高および期末残高

(単位:百万円)

科目	2018年度		2019年度		2020年度	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
割引手形	1,707	2,110	1,683	2,089	1,396	1,123
手形貸付	19,528	23,943	25,419	30,562	26,369	24,839
証書貸付	256,419	265,984	264,745	274,511	299,465	319,625
当座貸越	8,977	14,704	10,338	16,527	10,110	13,125
合計	286,632	306,743	302,187	323,690	337,341	358,714

ご融資した地域
企業の業種別
内訳



貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円・%)

業種別	2018年度			2019年度			2020年度		
	先数	残高	(構成比)	先数	残高	(構成比)	先数	残高	(構成比)
製造業	532	29,554	(9.63)	515	31,686	(9.78)	604	35,733	(9.96)
農業、林業	20	150	(0.04)	19	450	(0.13)	19	163	(0.04)
建設業	665	19,991	(6.51)	684	20,743	(6.40)	911	29,135	(8.12)
電気、ガス、熱供給、水道業	1	137	(0.04)	1	108	(0.03)	1	70	(0.01)
情報通信業	12	500	(0.16)	9	405	(0.12)	7	354	(0.09)
運輸業、郵便業	73	7,376	(2.40)	76	9,838	(3.03)	97	13,379	(3.72)
卸売業、小売業	498	12,809	(4.17)	521	14,641	(4.52)	638	19,825	(5.52)
金融業、保険業	13	1,223	(0.39)	11	1,223	(0.37)	14	1,263	(0.35)
不動産業	452	58,292	(19.00)	481	65,608	(20.26)	516	69,926	(19.49)
物品賃貸業	9	1,028	(0.33)	9	1,293	(0.39)	10	1,400	(0.39)
学術研究、専門技術サービス業	46	757	(0.24)	50	723	(0.22)	70	1,110	(0.30)
宿泊業	9	424	(0.13)	12	1,958	(0.60)	15	2,583	(0.72)
飲食業	204	3,080	(1.00)	226	3,083	(0.95)	379	4,924	(1.37)
生活関連サービス業、娯楽業	200	5,577	(1.81)	210	6,434	(1.98)	316	9,724	(2.71)
教育、学習支援業	24	764	(0.24)	24	781	(0.24)	39	970	(0.27)
医療、福祉	145	15,416	(5.02)	154	14,099	(4.35)	181	17,016	(4.74)
その他のサービス	254	7,548	(2.46)	275	8,817	(2.72)	376	10,841	(3.02)
地方公共団体	24	75,819	(24.71)	24	72,434	(22.37)	24	68,954	(19.22)
個人(住宅消費納税資金等)	9,232	66,288	(21.61)	9,215	69,357	(21.42)	8,756	71,335	(19.88)
合計	12,413	306,743	(100.00)	12,516	323,690	(100.00)	12,973	358,714	(100.00)

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高

(単位:百万円・%)

区別	2018年度		2019年度		2020年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
信金中央金庫	1,130	(41.63)	990	(42.18)	989	(43.45)
日本政策金融公庫	138	(5.08)	123	(5.24)	254	(11.15)
農林水産事業	1,169	(43.07)	1,010	(43.03)	852	(37.43)
住宅金融支援機構	274	(10.09)	223	(9.50)	180	(7.90)
独立行政法人福祉医療機構						
合計	2,714	(100.00)	2,347	(100.00)	2,276	(100.00)

カードローンや
マイカーローン、
住宅ローンの残高



消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区別	2018年度	2019年度	2020年度
消費者ローン	4,804	4,976	4,477
カーライフ	2,559	2,777	2,694
教育ローン	350	398	377
個人ローン	5	6	6
ビッグローン	75	60	48
夢いっぱい	4	2	1
カードローン	708	675	571
ワイドライン・ワイドローン	820	770	519
その他	278	286	259
住宅ローン	58,002	60,964	63,407
消費者ローン・住宅ローン合計	62,807	65,941	67,884

保有国債・株式
などの平均残高



有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	2018年度	2019年度	2020年度
国債	10,736	10,613	11,140
地方債	4,592	3,687	2,335
社債	24,698	22,555	26,705
株式	4,761	4,113	2,683
外国証券	38,261	45,810	48,478
その他の証券	46,399	49,565	38,233
合計	129,449	136,346	129,576

商品有価証券平均残高

該当残高はありません。

保有している
有価証券と
預金残高の比率

預証率

(単位:%)

区別	2018年度	2019年度	2020年度
期末残	23.10	21.04	19.03
平均残	21.36	22.29	19.89

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金残高} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

スワップ取引の時価情報

該当残高はありません。

有価証券の残存期間別残高

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
	国債	-	-	7,745	2,552	-	-	
地方債	2,372	509	-	-	-	-	-	2,882
社債	3,203	6,737	5,712	2,716	1,686	-	3,222	23,280
株式	-	-	-	-	-	-	2,864	2,864
外国証券	8,105	16,174	12,595	3,928	2,930	2,507	-	46,241
その他の証券	5,029	2,777	3,167	1,645	3,983	-	31,529	48,134

(注) その他の証券には買入金銭債権を含みます。

2020年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
	国債	-	3,672	5,622	1,026	-	1,982	
地方債	-	505	-	-	-	-	-	505
社債	4,703	8,109	5,115	2,022	1,304	3,918	1,812	26,987
株式	-	-	-	-	-	-	2,124	2,124
外国証券	7,316	21,234	9,900	4,172	1,618	3,433	-	47,676
その他の証券	1,661	569	2,730	1,591	2,914	97	28,402	37,966

(注) その他の証券には買入金銭債権を含みます。

満期保有目的の債券

該当残高はありません。

子会社・子法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式は時価を把握することが極めて困難と認められるため、次頁「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,079	664	415	1,656	1,075	581
	債 券	18,262	18,080	182	23,896	23,689	207
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	2,882	2,849	32	505	500	5
	社 債	15,379	15,230	149	23,391	23,189	201
	そ の 他	40,222	35,344	4,878	62,533	55,462	7,070
	小 計	59,564	54,088	5,475	88,087	80,228	7,858
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,447	1,817	△370	315	328	△12
	債 券	18,198	18,546	△347	15,900	16,161	△260
	国 債	10,297	10,538	△241	12,304	12,476	△172
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	7,900	8,007	△106	3,596	3,684	△88
	そ の 他	49,415	52,705	△3,289	20,364	20,583	△219
	小 計	69,061	73,069	△4,007	36,580	37,073	△493
合 計		128,625	127,157	1,467	124,667	117,302	7,365

(注)1.貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。 2.「その他」は外国証券、投資信託及び買入金銭債権等です。 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含まれておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子 会 社 株 式	30		30	
非 上 場 株 式	307		122	
組 合 出 資 金	4,737		2,745	
金 銭 の 信 託	7,943		9,184	
合 計	13,019		12,082	

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
金 銭 の 信 託	3,017	△142	3,133	1

(注)貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	2019年度			2020年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	2019年度			2020年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
金 銭 の 信 託	10,562	10,202	359	12,297	11,662	635

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

給与など業務を行うのに必要な経費の内訳



経費の内訳

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度
人 件 費	2,845,506	3,273,345
報酬給料手当	2,244,264	2,568,405
退職給付費用	256,691	281,197
そ の 他	344,550	423,742
物 件 費	1,514,962	1,538,803
事務費	612,654	646,986
うち旅費・交通費	3,603	1,155
うち通信費	61,825	68,691
うち事務機械賃借料	126,849	130,386
うち事務委託費	284,567	285,539
固定資産費	283,194	294,616
うち土地建物賃借料	64,523	65,923
うち保全管理費	158,191	149,820
事業費	168,511	139,316
うち広告宣伝費	72,234	57,511
うち交際費・贈答費	57,352	48,534
人事厚生費	36,181	34,696
減価償却費	219,252	231,873
そ の 他	195,167	191,315
税 金	177,050	236,227
合 計	4,537,519	5,048,376

内国為替取扱実績

(単位:件・百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向為替	584,266	386,082	600,730	371,209	618,462
	被仕向為替	549,298	366,983	563,752	369,993	588,800
代金取立	仕向為替	8,770	12,549	8,480	12,089	7,222
	被仕向為替	4,601	6,090	4,563	6,307	3,748

協同組織体としての、〈やましん〉の会員数



会員数

(単位:人)

	2018年度	2019年度	2020年度
個 人	20,494	20,618	21,096
法 人	3,011	3,114	3,361
合 計	23,505	23,732	24,457

〈やましん〉の職員1人当たりにおける、預金及び貸出金の残高

職員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,828	1,869	1,936
貸 出 金	912	960	1,036

〈やましん〉の1営業店舗当たりにおける、預金及び貸出金の残高

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	30,721	31,503	33,506
貸 出 金	15,337	16,184	17,935

貸出金償却額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度
貸出金償却額	1	200	69

リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権、延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
破綻先債権額(A)	183	93
延滞債権額(B)	8,840	5,667
合計(C)=(A)+(B)	9,023	5,761
担保・保証額(D)	4,637	2,632
回収に懸念がある債権額(E)=(C)-(D)	4,386	3,128
個別貸倒引当金(F)	3,035	2,491
同引当率(G)=(F)/(E)(%)	69.19	79.63
保全率((D)+(F))/(C)(%)	85.02	88.93

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
3ヵ月以上延滞債権額(H)	-	-
貸出条件緩和債権額(I)	-	-
合計(J)=(H)+(I)	-	-
担保・保証額(K)	-	-
回収に管理を要する債権額(L)=(J)-(K)	-	-
貸倒引当金(M)	-	-
同引当率(N)=(M)/(L)(%)	-	-
保全率((K)+(M))/(J)(%)	-	-

(注)貸倒引当金(M)は貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

3. リスク管理債権の合計額 (単位:百万円)

	2019年度	2020年度
(C) + (J)	9,023	5,761

金融再生法で定められた開示債権

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,680	1,248
危険債権	7,344	4,513
要管理債権	-	-
正常債権	316,728	355,514
合計	325,753	361,275

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権です。

金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
金融再生法上の不良債権(A)	9,024	5,761
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,680	1,248
危険債権	7,344	4,513
要管理債権	-	-
保全額(B)	7,673	5,124
貸倒引当金(C)	3,035	2,491
担保・保証等(D)	4,637	2,632
保全率(B)/(A)(%)	85.02	88.93
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D))(%)	69.19	79.63

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

自己資本比率規制第三の柱における当金庫の自己資本の充実の状況等について

I 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。2020年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、コア資本に係る基礎項目では地域のお客さまから預かりしている出資金が該当します。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,856	35,730
うち、出資金及び資本剰余金の額	916	918
うち、利益剰余金の額	32,976	34,848
うち、外部流出予定額(△)	36	36
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	320	333
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	320	333
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,176	36,063
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージサービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	54
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るもの以外の額	29	54
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	25	31
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	55	86
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	34,121	35,977
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	318,104	316,270
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,475	△5,175
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,475	△5,175
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,537	12,408
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	329,641	328,679
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.35%	10.94%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

II 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としています。

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	318,104	12,724	316,270	12,650
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	293,068	11,722	294,487	11,779
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,721	68	2,593	103
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	441	17	441	17
国際公開発債銀行向け	180	7	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	20	0	28	1
地方三公社等向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,851	1,674	45,041	1,801
法人等向け	109,176	4,367	115,137	4,605
中小企業等向け及び個人向け	48,979	1,959	51,068	2,042
抵当権付住宅ローン	7,119	284	5,640	225
不動産取得等事業向け	26,649	1,065	25,009	1,000
3カ月以上未上済手形	718	28	1,345	53
信用保証協会等による保証付	12	0	14	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	5,822	232	9,628	385
出資等のエクスポージャー	15,108	604	9,763	390
重要な出資のエクスポージャー	15,108	604	9,763	390
上の金融機関等に対する出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のエクスポージャー	35,265	1,410	28,773	1,150
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,351	734	13,851	554
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,460	98	2,460	98
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	1,774	70	1,348	53
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	12,680	507	11,113	444
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化非STC要件適用分	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,487	1,219	26,933	1,077
ルック・スルー方式	29,787	1,191	26,044	1,041
マシナリ方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	699	27	889	35
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等に対する出資等に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,475	△219	△5,175	△207
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	16	0	23	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	1	0
⑧オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,537	461	12,408	496
⑨単体総所要自己資本額(イ+ロ)	329,641	13,185	328,679	13,147

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は標準的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

III 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク関連の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しています。また、リスクの定量化については、モンテカルロシミュレーションにより計測されたVaRにて行っています。以上、一連の信用リスク管理の状況については、定例的に理事会、常務会の場で経営陣に報告する態勢としています。なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていません。なお、ファンド等の外部委託運用資産にかかる構成資産については各運用委託会社等が使用する適格格付機関を使用しています。株式会社日本格付研究所(JCR) 株式会社格付投資情報センター(R&I) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P) フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

I. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高												3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引				債券				デリバティブ取引		その他の資産			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	40,258	45,053	33,247	36,980	6,830	8,073	2,301	3,001	-	-	181	-	62	150
農業、林業	417	411	417	411	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	39	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1,336	1,306	5	5	1,301	1,301	1,301	1,301	-	-	29	-	-	-
建設業	24,581	33,219	23,881	32,556	693	662	500	500	-	-	7	-	150	14
電気・ガス・熱供給・水道業	10,189	10,190	108	70	10,081	10,119	2,581	1,504	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3,094	2,994	515	461	1,703	2,526	506	506	-	-	876	6	-	-
運輸業、郵便業	12,897	17,477	9,961	13,543	2,933	3,931	1,665	1,874	-	-	2	2	-	260
卸売業、小売業	16,842	23,171	16,217	21,831	600	1,330	500	500	-	-	24	8	10	-
金融業、保険業	248,273	274,425	1,491	1,518	43,744	40,749	31,141	30,423	10,199	11,235	192,837	220,921	-	-
不動産業	79,469	79,305	67,072	71,187	12,318	8,028	-	-	-	-	78	90	1,092	155
物品賃貸業	1,304	2,710	1,304	1,407	-	1,302	-	1,003	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	1,045	1,515	1,045	1,515	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	2,020	2,609	1,976	2,602	-	-	-	-	-	-	44	6	-	-
飲食業	3,808	5,678	3,808	5,678	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	7,568	10,804	7,567	10,803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	961	1,145	961	1,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	15,358	18,102	15,358	18,102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	10,517	13,346	9,699	11,760	488	1,307	-	405	-	-	328	278	-	-
国・地方公共団体等	90,911	88,351	72,500	69,006	18,404	18,671	5,010	5,691	-	-	6	672	-	-
個人	102,123	103,175	102,123	103,175	-	-	-	-	-	-	-	-	292	93
その他	16,491	15,259	-	-	-	-	-	-	-	-	16,491	15,258	-	-
業種別合計	689,513	750,251	369,265	403,763	99,139	98,005	45,510	46,714	10,199	11,235	210,909	237,247	1,609	675
1年以下	161,225	196,104	59,706	49,977	16,734	14,020	8,253	7,407	10,199	11,235	74,584	120,871	-	-
1年超3年以下	134,654	85,673	25,319	25,062	22,903	33,163	15,598	20,799	-	-	86,431	27,447	-	-
3年超5年以下	72,700	61,840	44,616	38,504	26,911	21,134	12,644	9,792	-	-	1,172	2,201	-	-
5年超7年以下	40,911	50,366	30,118	41,520	9,299	7,870	3,863	3,926	-	-	1,492	919	-	-
7年超10年以下	46,773	75,974	39,890	70,828	5,480	3,976	2,752	1,489	-	-	1,402	1,224	-	-
10年超	130,564	145,098	126,883	134,642	2,396	9,194	2,396	3,298	-	-	1,284	1,261	-	-
期間の定めのないもの	102,683	135,194	42,730	43,227	15,412	8,645	-	-	-	-	44,540	83,321	-	-
残存期間別合計	689,513	750,251	369,265	403,763	99,139	98,005	45,510	46,714	10,199	11,235	210,909	237,247	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	161	-	161	304
	2020年度	304	318	-	304
個別貸倒引当金	2019年度	2,052	3,035	26	2,026
	2020年度	3,035	2,491	281	2,753
合計	2019年度	2,213	3,339	26	2,187
	2020年度	3,339	2,809	281	3,057

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	650	1,723	1,073	△242	1,723	1,481	197	1
農業、林業	2	2	△0	△0	2	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	67	62	△4	△26	62	36	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	68	51	△16	△4	51	46	-	-
卸売業、小売業	35	120	84	△10	120	109	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	1,097	971	△125	△216	971	755	2	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	19	16	△0	△0	16	1	-	67
生活関連サービス業、娯楽業	-	4	4	0	4	4	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	83	61	△22	△59	61	1	-	-
その他のサービス	0	-	△0	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	27	20	△0	32	20	52	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,052	3,035	982	△543	3,035	2,491	200	69

(注) 1. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	189	109,188	—	114,129
10%	—	24,454	—	49,280
20%	15,100	206,892	17,339	238,210
35%	—	20,342	—	16,115
50%	22,206	1,583	27,568	1,509
75%	—	62,674	—	65,925
100%	10,099	150,492	11,575	144,659
150%	—	1,024	—	2,555
250%	—	4,400	—	2,629
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	47,595	581,052	56,483	635,016

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

IV 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当金庫では、融資に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等に加え、各取引先の事業性評価により可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しています。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認の上、実施いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、奈良県信用保証協会、東京海上ホールディングス株式会社、一般社団法人しんきん保証基金、その他無担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、奈良県信用保証協会は政府保証と同様、東京海上ホールディングス株式会社、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		49,407	48,371	19,318	19,863

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

V 派生商品取引のリスクに関する管理方針及び手続き等の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

有価証券関連取引における具体的な派生商品取引は、債券先物取引、株価指数先物取引等がありますが、有価証券にかかる投資方針の中で定められている取引権限枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しています。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(1) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、算出データ不足により、算出が困難になっています。また同様に、グロスのアドオン合計額から担保による法の信用リスク削減効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額についても算出しておりません。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
派生商品取引合計				
(i) 外国為替関連取引	52	72	52	72
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	6	4	6	4
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合計	59	77	59	77

(単位:百万円)

担保の種類別の額	2019年度	2020年度
無担保	—	—
現金	—	—
株式	—	—
国債	—	—

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—
CDS (クレジット・デフォルト・スワップ)	—	—	—	—

	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	該当無し	該当無し

Ⅵ 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割は投資家であり、有価証券投資の一環として証券化商品を購入しています。
当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等により把握するとともに、必要に応じて資金運用会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。また証券化商品の取引にあたっては、当金庫が定める「ポジション枠」に基づき、投資対象を一定の信用力と、一定の期間を有するものとする等、適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） (単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オンバランス取引		オンバランス取引	
証券化エクスポージャーの額	-		-	

b. 再証券化エクスポージャー
該当なし

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	2019年度		2020年度	
	エクスポージャー残高 (オンバランス取引)	所要自己資本の額	エクスポージャー残高 (オンバランス取引)	所要自己資本の額
0% ~ 15%未満	-	-	-	-
15% ~ 50%未満	-	-	-	-
50% ~ 100%未満	-	-	-	-
100% ~ 250%未満	-	-	-	-
250% ~ 400%未満	-	-	-	-
400% ~ 1,250%未満	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー
該当なし

(3) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に準じ、適正な処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

信用リスクのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関に同じ。

Ⅶ オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保するため、総合的にオペレーショナル・リスクを捉え管理することにより、オペレーショナル・リスクを削減し、経営体力の向上を図るリスク管理を実施しています。
定量化したオペレーショナル・リスクについては、定期的なモニタリングによりリスク量に対する総合的な管理の実効性の評価を実施し、それに基づくオペレーショナル・リスクのコントロール及び削減方針を決定しています。
オペレーショナル・リスク管理を統括する部署としてオペレーショナル・リスク統括部署を設置し、金庫が直面するオペレーショナル・リスクに関して統括的に管理し、必要に応じて常務会・理事会等へ報告する体制を整備しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法（1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法）を採用しています。

(3) オペレーショナル・リスクの特定

当金庫は、金庫経営に影響を与えるオペレーショナル・リスクを以下の通り特定し、それぞれのリスク特性に応じたオペレーショナル・リスク管理を実施するとともに、定量化するオペレーショナル・リスクは定期的にリスク量を計測し、統合的リスク量により管理しています。

- ① 事務リスク
 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金庫が直接若しくは間接的に損失を被るリスクです。
 当金庫では、営業店臨店事務指導ならびに研修等を実施し、事務処理能力の向上を図っています。また、営業店に自店検査を義務付け、自己点検を実施するとともに、監査部及び担当部によるモニタリングを実施することにより事務管理の徹底を図っています。
- ② システムリスク
 コンピュータシステムの障害又は誤作動等によりシステムが停止した場合、並びにコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクです。
 当金庫では、システムの安全性や信頼性を維持し、情報資産の保護を図るための基本方針（セキュリティポリシー）を定め、システムリスク管理体制の整備に努めています。
- ③ パブリシティリスク
 新聞、雑誌等のマスコミにより金庫の経営内容等を誤った内容で報道されることにより、金庫の信頼性が低下した場合、並びに役職員の事故、不正等が発生した場合に、その報道が過度に取引先等の不安や不信感を高めたことにより、金庫が損失を被るリスクです。
- ④ 法務リスク
 金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程及び社会規範や倫理等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、金庫が損失を被るリスクです。
- ⑤ 人的リスク
 労務慣行及び職場の安全に関する法令・協定に違反した行為、差別行為、又は個人傷害に関する支払い等により金庫が損失を被るリスクです。
- ⑥ 有形固定資産リスク
 自然災害及び外部要因による人的損害（テロリズム、蛮行等）等により、有形固定資産が毀損・損害を受けることにより、金庫が損失を被るリスクです。
- ⑦ 風評リスク
 金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性等金融機関の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、金庫が損失を被るリスクです。

Ⅷ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫が抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度額の遵守状況及びストレステスト等複合的なリスク分析結果を、運用部門担当役員が出席し、定期的に開催する資金運用会議へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、投資事業組合等への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「有価証券運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定例的に経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(2) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	12,937	12,937	12,107	12,107
非 上 場 株 式 等	7,480	7,480	5,302	5,302
合 計	20,417	20,417	17,410	17,410

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投信の内、上場株式投信、不動産投信(REIT)以外の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等は、算出困難なため除いております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	456	685
売 却 損	806	171
償 却	45	62

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	1,172	3,610

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	-	-

Ⅸ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	35,821	27,006
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	279	357
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

Ⅹ 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しており、当金庫においては、管理及び計測の対象を「預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債」とし、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢になっています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利リスクを勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、毎月開催する予算委員会等で協議検討を行い、都度、経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額）及びΔNII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクは、以下の定義に基づいて算定しています。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提…考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提…保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。合算するにおいて、通貨間の相関は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提…有価証券の内、債券について、計算にあたって割引金利に信用スプレッドを含めていますが、キャッシュ・フローには含めていません。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提…内部モデルは使用していません。

(3) 金利リスク量

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクは、以下の通りです。

単体

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	4,048	2,828	0	0				
2	下方パラレルシフト	25	25	42	30				
3	スティープ化	4,052	3,183						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	4,052	3,183	42	30				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	35,977		34,121					

(4) 上記(3)以外の金利リスクについて

当金庫では、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理及び経営上の判断等を目的とし、開示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外に、全期間100BP平行移動による経済的価値の低下（100BPV）を測定しています。この金利リスク（100BPV）を含む市場リスクや、信用リスク等の金庫経営に影響を与えるリスクと、自己資本充実度の評価におけるリスク許容額を対比し、統合的なリスク管理を実施しています。また、ある一定の金利上昇を勘案したストレステストと併せて、予算委員会等で定期的に協議検討し、適切なリスク管理に努めています。

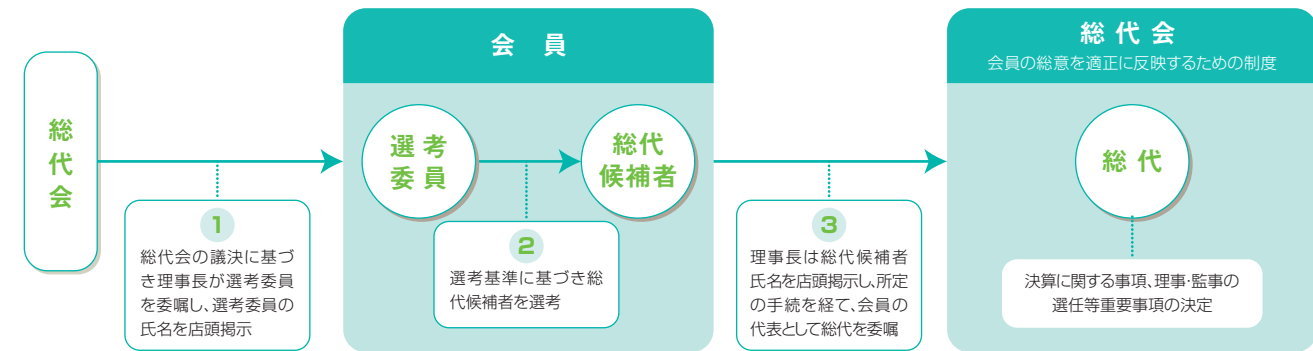
1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任などの重要事項

を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、会員の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や、会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会は、会員の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2 総代とその選任方法

1 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、総代選任規程により120人以上150人以内とし、6つの選任区域の会員数に応じて各区域ごとの定数を定めています。(令和3年3月末会員数の合計は、24,457名です。)※総代定数は、第70期通常総代会における議案の承認・決議に基づく定数です。

2 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。
- そこで総代は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
 - ①会員の中から総代選考委員を選任する。
 - ②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

注) 総代候補者選考基準
 ①資格要件…当金庫の会員であること。
 ②適格要件…総代としてふさわしい見識を有している者。
 …良識をもって正しい判断ができる者。
 …人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分理解している者。
 …その他総代選考委員が適格と認めた者。

3 総代会の決議事項

第72期通常総代会(令和3年6月21日開催)において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり了承されました。

■ 決議事項

- 第1号議案 令和2年度(第72期)剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 総代候補者選考委員の選任について
- 第3号議案 退任役員への退職慰労金の贈呈について

■ 報告事項

- 令和2年度(第72期)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告

4 総代の定数及び名簿(地区別)

(令和3年6月1日現在)

選任区域	按分定数	氏名
1区 桜井市 その他	24人 (24人)	浅田錦治① 東 武志② 足立 圭② 石河敏正④ 市田 孝① 岩本 亨③ 上村晃生① 梅咲直照② 梶谷武男⑦ 金澤祥堯⑥ 川田利明⑨ 川端規央⑤ 坂口勝美⑦ 菅生康清① 谷奥忠嗣③ 辻本恵宥⑥ 中川一郎⑤ 萩原弘己④ 福井達郎① 堀江久良⑦ 森井一晶⑥ 森本陽一郎② 山本吉治② 吉田 格③
2区 橿原市 磯城郡 高市郡 吉野郡 大淀町 吉野郡 下市町 吉野郡 吉野町 吉野郡 川上村 吉野郡 黒滝村 吉野郡 天川村	28人 (28人)	安達周玄④ 今中好之② 打谷久義⑥ 奥村圭右① 梶本成彦① 川俣海淳⑦ 岸田守弘⑧ 久保真須夫⑦ 小西健司② 坂上眞實② 阪田威益夫④ 清水克益② 菅生重政② 竹内晶子② 竹上浩明⑥ 竹中邦夫④ 多根井明則⑩ 田宮 誠④ 富田利明① 中西利博④ 中山正明⑦ 橋本元志① 藤高久義⑦ 増春 太④ 南 儀行⑦ 宮寄充弘① 森岡伸嘉① 吉田勝亮⑥
3区 大和高田市 葛城市 北葛城郡 香芝市 生駒郡 御所市 五條市 吉野郡 野辺川村	34人 (33人)	秋山周三① 池木啓仁② 岡田太計雄① 小川 隆① 奥田哲生⑦ 尾崎勝彦③ 亀井長彦⑧ 岸田廣行⑧ 岸本勝徳② 甲村侑男⑤ 嶋田陽弘⑩ 末吉尚武⑩ 杉岡偉光④ 高垣誠一① 田中邦男⑥ 津田家宏⑩ 中井謙之④ 仲川恵章⑤ 中山 勉⑦ 新谷博人⑦ 西川 均⑩ 橋本浩志⑤ 平越國和⑤ 平田 實⑦ 平山和義⑤ 藤井泰男⑤ 藤崎隆明④ 堀川正博⑤ 村田信八④ 持田成典⑦ 山下和良④ 吉川利幸① 吉田泰清⑥
4区 宇陀市 宇陀郡 吉野郡 東吉野村 三重県 名張市	12人 (12人)	井谷義晴⑤ 今西松男⑥ 植田豊博② 植平善延① 牛本逸己② 奥本 裕② 粉川元秀⑤ 南 達司① 森本定雄② 山口郁夫⑨ 山口和也① 米田一雄③
5区 天理市 大和郡山市 奈良市(内、旧都祁村・旧月ヶ瀬村) 山辺郡	13人 (12人)	飯田一夫③ 乾 勝久⑨ 今村禎彦⑧ 奥村匡俊⑧ 田中祥元⑨ 西本正男② 福岡嘉雄③ 前田正一郎④ 三木 博① 森恵健策⑥ 山中弘行③ 脇坂能弘⑩
6区 奈良市(旧都祁村・旧月ヶ瀬村を除く) 生駒市 大阪府 四條畷市 京都府 相楽郡精華町 京都府 木津川市	19人 (18人)	池田英憲④ 井尻祥子③ 板倉昌三④ 岡田博之② 岡部孝司① 桐山知也③ 熊木丈治④ 河野良文② 近東宏佳② 谷口晴康⑧ 中窪啓司⑧ 中澤省吾④ 中畑成稔④ 中山實男① 西野光泰① 引原陽一郎⑦ 藤本 繁⑤ 森山斗福①
合 計	130人 (127人)	

※ただし、()内は在籍数
 ※氏名の後の数字は総代への就任回数 (敬称略・五十音順)
 ○総代の属性別構成比
 年代別 70歳代以上44.9%、60歳代34.7%、50歳代16.5%、49歳以下3.9%
 業種別 製造業31.5%、卸・小売業15.7%、不動産業11.8%、建設業8.7%
 その他サービス業8.7%、生活関連サービス・娯楽業6.3%、医療・福祉5.5%
 個人0.8%、その他7業種11.0% 以 上

理事・監事の氏名及び役職名 (令和3年7月1日現在)

役名	氏名	役職
理事長	森川 善隆	代表理事
専務理事	中村 正徳	代表理事・総務部長
常務理事	今田 正幸	資金証券部長
常務理事	坂口 千代美	事務管理部長
常務理事	辻本 雅彦	本店営業部長
理事	郡山 尚	
理事	卜部 能尚	
理事	古谷 博之	
常勤監事	平山 隆	
監事	柳谷 勝美	
監事	西岡 弘泰	

*1 理事 卜部 能尚は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
*2 監事 柳谷 勝美は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名又は名称 (令和3年7月1日現在)

有限責任監査法人トーマツ

金庫概要 (令和3年3月31日現在)

創立	昭和23年7月
本店	〒633-0091 奈良県桜井市桜井281番地の11 Tel.0744-42-9001 (代)
役員員数	353人
会員数	24,457人
出資金	918,333千円
預金積金	670,128百万円
貸出金	358,714百万円

沿革

昭和 7年 1月11日	有限責任桜井町信用組合創業
昭和23年 7月13日	有限責任桜井町信用組合創立
昭和25年 2月23日	中小企業等協同組合法により桜井信用組合に改組
昭和26年10月20日	信用金庫法に基づき、大和信用金庫に改組
昭和50年11月 1日	生駒信用組合を合併

営業地区一覧 (令和3年7月1日現在)

- 奈良県
 - 桜井市
 - 橿原市
 - 大和高田市
 - 御所市
 - 五條市
 - 天理市
 - 奈良市
 - 大和郡山市
 - 生駒市
 - 香芝市
 - 葛城市
 - 宇陀市
 - 磯城郡
 - 高市郡
 - 北葛城郡
 - 山辺郡
 - 宇陀郡
 - 吉野郡
 - 生駒郡
 - 三重県
 - 名張市
 - 大阪府
 - 四條畷市
 - 京都府
 - 相楽郡 精華町
 - 木津川市
- (十津川村、上北山村及び下北山村を除く)

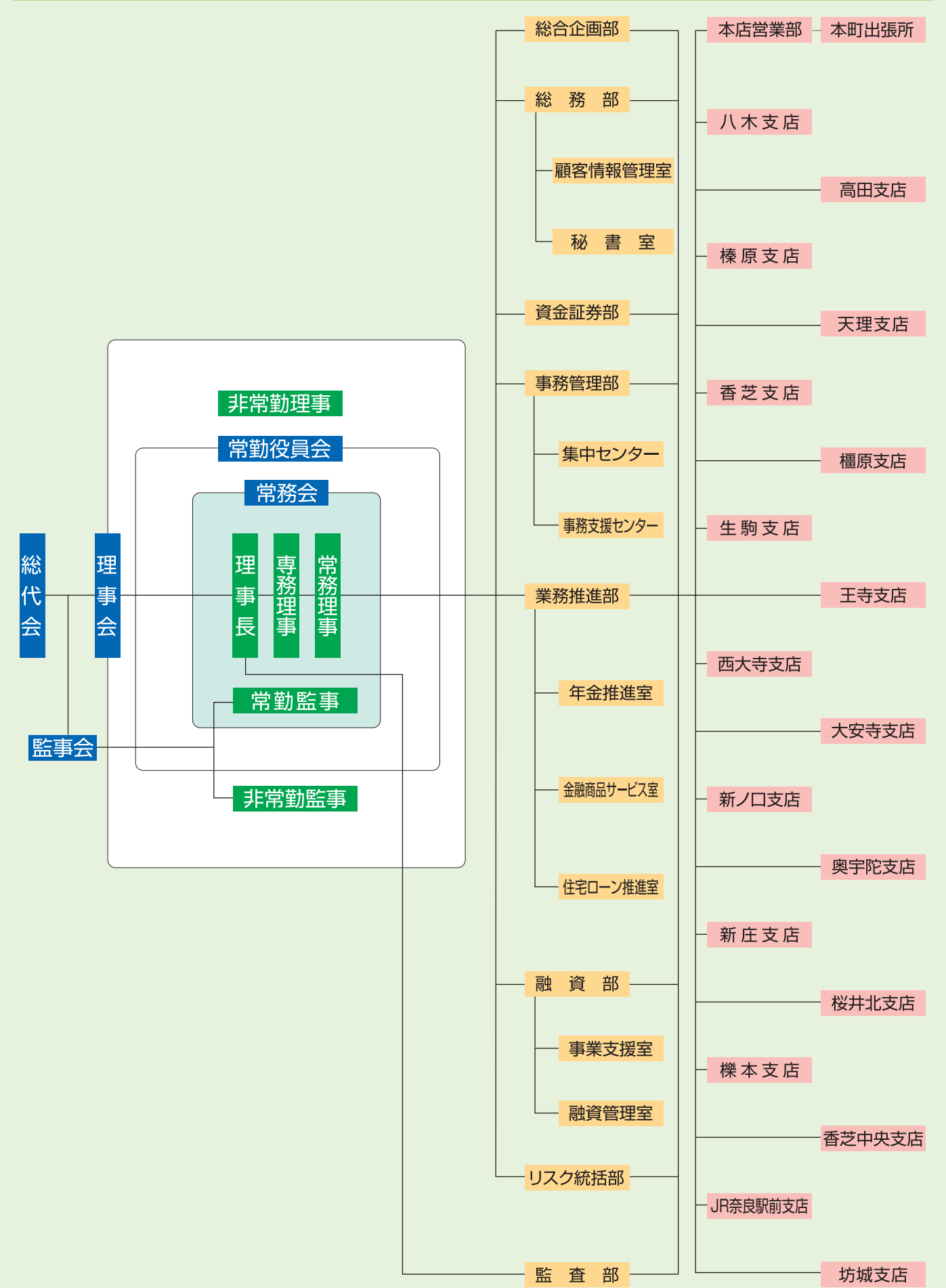
自動機器設置状況 (令和3年7月1日現在)

- 店舗外自動機器設備設置場所
 - 近鉄桜井駅出張所
 - ヤマトー桜井南店出張所
 - 桜井市役所出張所
 - スーパーセンターオークワ桜井店出張所
 - 平成記念病院出張所
 - ヤマトー八木店出張所
 - オークワ橿原醍醐店出張所
 - オークワ橿原常盤店出張所
 - イオンモール橿原出張所
 - オークワ高田神楽店出張所
 - 近鉄大和高田駅出張所
 - トナリエ大和高田店出張所
 - サンクシティ橿原店出張所
 - 橿原駅東出張所
 - オークワ天理南店出張所
 - ザ・ビッグエクストラ天理店出張所
 - 生駒駅南出張所
 - イズミヤ新大宮店出張所
 - イオンモール大和郡山共同出張所
 - 近鉄桜井駅改札横
 - ヤマトー桜井南店内
 - 桜井市役所前
 - スーパーセンターオークワ桜井店内
 - 平成記念病院内
 - ヤマトー八木店内
 - オークワ橿原醍醐店内
 - オークワ橿原常盤店内
 - イオンモール橿原内
 - オークワ高田神楽店駐車場内
 - 近鉄大和高田駅ビル内
 - トナリエ大和高田内
 - サンクシティ橿原内
 - 近鉄橿原駅東側(旧橿原支店)
 - オークワ天理南店内
 - ザ・ビッグエクストラ天理店内
 - 近鉄生駒駅南口すぐ
 - ティリーカナートイズミヤ新大宮店駐車場内
 - イオンモール大和郡山内

主要な事業の内容 (令和3年7月1日現在)

- 預金業務
 - 預金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等
 - 譲渡性預金 譲渡可能な預金
- 貸出業務
 - 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越
 - 手形の割引 銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の割引
- 為替業務
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務
 - 債務の保証または手形の引き受け
 - 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - 有価証券の貸付
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証証券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 次に掲げるものの業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - 金の取扱い
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)信金中央金庫
- 国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4.により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承諾を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

組織 (令和3年7月1日現在)



金庫概要・組織

為替取扱手数料

種 目				(令和3年7月1日現在)				
種 目				他金庫(行)宛	当金庫本支店宛	同一店内宛		
振込手数料	窓口 ご利用	(注1)	5万円未満	1口につき	660円	220円		
			5万円以上	1口につき	880円	440円	440円	
	ATM ご利用 (注2)	現金扱い	5万円未満	1口につき	550円	110円	110円	
			5万円以上	1口につき	770円	330円	330円	
			CDカード扱い (注3)	5万円未満	1口につき	330円	無料	無料
				5万円以上	1口につき	550円	無料	無料
EBサービス ご利用	(注4)	5万円未満	1口につき	330円	無料	無料		
		5万円以上	1口につき	550円	220円(注5)	無料		
代金取立 手数料	奈良手形交換所区域		1通につき	660円	440円	無料		
	上記以外の 手形交換所区域		1通につき	普通扱 660円 至急扱 880円	-	-		
その他 手数料	送金・振込組戻料		1口につき	660円	660円	660円		
	取立手形組戻料		1通につき	660円	660円	660円		
	取立手形店頭呈示料		1通につき	880円	880円	-		
	不渡手形返却料		1通につき	660円	660円	660円		

(注1)視覚に障がいをお持ちの方が窓口にてご本人様名義で振込される場合、「身体障害者手帳」等を提示いただければ「ATMご利用」での振込手数料を適用させていただきます。
(注2)振込時間帯により、別途、「CD-ATM利用手数料」が必要となります。
(注3)当金庫会員名義のCDカード(ローンカードを含む)を利用して他金庫(行)宛のATM振込を行う場合、110円減額となります。
(注4)インターネットバンキングを含みます。
(注5)インターネットバンキングご利用の場合は、無料となります。

その他取扱手数料

種 目	金 額	備 考
☎) 口座開設手数料	11,000円	割賦販売通知単位
☎) 手形用紙代	1枚 550円	
小切手帳代	1冊 550円	1冊50枚
約束手形・為替手形帳代	1冊 550円	1冊25枚
キャッシュカード(磁気カード・ICカード)再発行手数料	1枚 1,100円	自動両替機専用カード、画像認証カードを含みます。
ICカード発行・更新手数料	無料	磁気カードからの切替発行を含みます。
通帳・証書再発行手数料	1冊または1枚 1,100円	
自己宛小切手発行手数料	発行1枚 550円	
残高証明書発行手数料	定形様式発行1通	220円
	定形外様式発行1通	1,100円
	英文発行1通	1,100円
	相談手続に伴うもの(注1)	1,100円
両替手数料(窓口扱・訪問扱)	1回 110円～	取扱枚数により異なります。
自動両替機利用手数料	1ヵ年 13,200円	(1ヵ月あたり1,100円)
硬貨入金(精査)手数料	1回 660円～	取扱枚数により異なります。
集 金 手 数 料	一般集金 1ヵ月	8,800円 ～44,000円
	袋集金 1ヵ月	4,400円 ～22,000円
夜 間 金 庫 使 用 料	1ヵ月	3,300円 ～55,000円
	1冊	5,500円
事業者カードローンカード発行手数料	1枚 1,100円	他のローンカード発行手数料は不要
ローンカード再発行手数料	1枚 1,100円	
住宅ローン(固定金利特約付住宅ローンを含む)繰上返済手数料	一部繰上げ	1回につき 11,000円
	全額繰上げ	22,000円 33,000円
住宅ローン条件変更手数料	1回 11,000円	やましん新型住宅ローンへの乗替を含みます。
住宅ローン「イーアルジ」事務手数料	55,000円	J.S.P.Z式(各1件につき)
固定金利特約付住宅ローン特約手数料	11,000円	固定金利期間設定1回につき

繰上返済手数料	22,000円	一部繰上返済の都度
・ビッグローン ・ワイドローン ・シルバーローン ・変動金利型 アパートローン	11,000円	ご融資後 7年以上
	16,500円	ご融資後 5年以上～7年未満
	22,000円	ご融資後 3年以上～5年未満
	33,000円	ご融資後 3年未満
条件変更手数料	11,000円	1回につき
固定金利特約付アパート建設資金融資固定金利期間中の繰上返済手数料	一部または全額繰上返済額(元金)の2.2%	1回の繰上返済につき
不動産担保調査手数料	22,000円	新規受入・追加受入時の調査及び設定の場合(未登記預かりを含む)(1設定契約につき)(注2)
	5,500円	抹消、一部抹消、変更の場合(1回につき)(注3)
融資証明書発行手数料	11,000円	1通につき
各種同意書・承諾書発行手数料	5,500円	1通につき
貸金庫使用料(年間)	8,800円 19,800円	タイプにより異なります。
インターネットバンキング基本手数料	1ヵ月 3,300円	法人
	無料	個人
やましんEBサービス利用手数料	1ヵ月 1,100円	個別振込サービス(HB)のみ利用の場合
	1ヵ月 330円	アンサーサービスのみ利用の場合
個人情報開示手数料	開示する個人情報の内容により異なります。	
取引履歴明細発行手数料	1～10枚まで一律550円	ただし11枚以上の場合は1枚あたり55円
でんさいサービス基本手数料	1ヵ月 1,100円	
でんさいサービス	1件 当金庫宛	330円
	1件 他行宛宛	660円
	1件 当金庫宛	165円
	1件 他行宛宛	330円

(注1)既経過利息を含む残高証明書の場合は、基本額に560円を加算します。
(注2)事業性資金、消費資金のご融資にかかると対象となります。
ただし、住宅ローン「イーアルジ」は除きます。
(注3)ただし、5,500円を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

店舗一覧 (令和3年7月1日現在)

桜井市

○本店営業部	〒633-0091 桜井市桜井281番地の11	TEL.0744-42-9001
本町出張所	〒633-0091 桜井市桜井931番地	TEL.0744-42-2555
桜井北支店	〒633-0063 桜井市川合272番地の2	TEL.0744-45-3780
店外ATM	桜井市役所出張所 ヤマトー桜井南店出張所 近鉄桜井駅出張所 スーパーセンターオークワ桜井店出張所	桜井市役所前 ヤマトー桜井南店内 近鉄桜井駅改札横 スーパーセンターオークワ桜井店内

橿原市

○八木支店	〒634-0078 橿原市八木町1丁目6番23号	TEL.0744-22-1456
橿原支店	〒634-0063 橿原市久米町649番地の1	TEL.0744-27-7111
新ノ口支店	〒634-0007 橿原市葛本町260番地の7	TEL.0744-22-6411
坊城支店	〒634-0835 橿原市東坊城町197番地の20	TEL.0744-28-7890
店外ATM	ヤマトー八木店出張所 平成記念病院出張所 オークワ橿原常盤店出張所 オークワ橿原醍醐店出張所 イオンモール橿原出張所	ヤマトー八木店内 平成記念病院内 オークワ橿原常盤店内 オークワ橿原醍醐店内 イオンモール橿原内

奈良市

○西大寺支店	〒631-0821 奈良市西大寺東町2丁目1番67号	TEL.0742-33-4151
大安寺支店	〒630-8141 奈良市南京終町2丁目1201番地の28	TEL.0742-61-9011
JR奈良駅前支店	〒630-8122 奈良市三条本町11番20号	TEL.0742-36-4545
店外ATM	イズミヤ新大宮店出張所	テリカナーイズミヤ新大宮店駐車場内

大和郡山市

店外ATM	イオンモール大和郡山共同出張所	イオンモール大和郡山内
-------	-----------------	-------------

香芝市

香芝支店	〒639-0225 香芝市瓦口2272番地	TEL.0745-76-3555
香芝中央支店	〒639-0236 香芝市磯壁3丁目3番地の5	TEL.0745-78-5000

大和高田市

○高田支店	〒635-0082 大和高田市本郷町4番23号	TEL.0745-22-3231
店外ATM	オークワ高田神楽店出張所 近鉄大和高田駅出張所 トナリエ大和高田店出張所	オークワ高田神楽店駐車場内 近鉄大和高田駅ビル内 トナリエ大和高田内

生駒市

○生駒支店	〒630-0244 生駒市東松ヶ丘16番8号	TEL.0743-74-1212
店外ATM	生駒駅南出張所	近鉄生駒駅南口すぐ

北葛城郡

○王寺支店	〒636-0002 北葛城郡王寺町王寺2丁目7番23号	TEL.0745-32-2151
-------	-----------------------------	------------------

葛城市

新庄支店	〒639-2113 葛城市北花内521番地1	TEL.0745-69-7255
------	------------------------	------------------

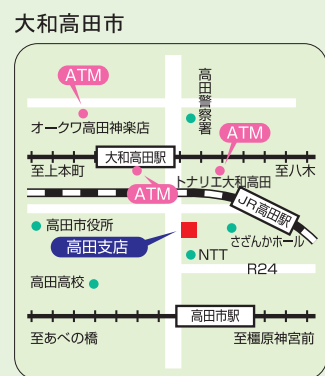
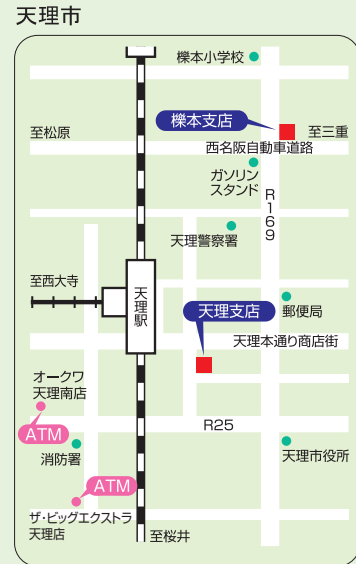
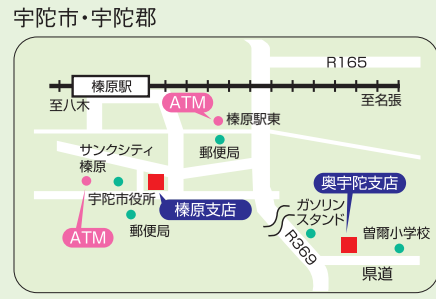
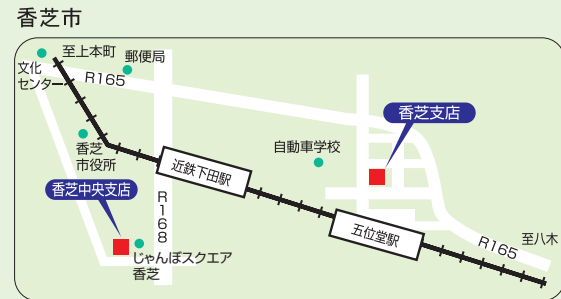
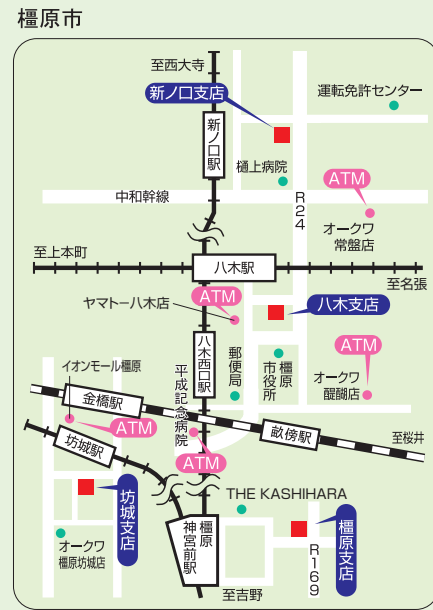
宇陀市・宇陀郡

榛原支店	〒633-0241 宇陀市榛原下井足7番地の1	TEL.0745-82-2311
奥宇陀支店	〒633-1215 宇陀郡曾爾村掛787番地	TEL.0745-96-2221
店外ATM	サンクシティ榛原店出張所 榛原駅東出張所	サンクシティ榛原内 近鉄榛原駅東側(旧榛原支店)

天理市

○天理支店	〒632-0016 天理市川原城町712番地	TEL.0743-63-2100
樺本支店	〒632-0004 天理市樺本町3119番地の6	TEL.0743-65-3393
店外ATM	オークワ天理南店出張所 ザ・ビッグエクストラ天理店出張所	オークワ天理南店内 ザ・ビッグエクストラ天理店内

○toto払戻業務取扱店



索引

※信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づくディスクロージャーの記載事項

I 単体ベースのディスクロージャー項目

【金庫の概況及び組織に関する事項】

1.事業の組織	(54)	掲載ページ
2.理事・監事の氏名及び役職名	(53)	
3.会計監査人の氏名又は名称	(53)	
4.事務所の名称及び所在地(店舗一覧)	(56)	

【金庫の主要な事業の内容】

【金庫の主要な事業に関する事項】

1.直近の事業年度における事業の概況	(7)
2.直近の5事業年度における主要な経営指標の推移	(30)
3.直近の事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益	(30)
② 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	(30)
③ 業務純益	(30)
④ 総資産経常利益率	(30)
⑤ 総資産当期純利益率	(30)
⑥ 資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回り及び総資金利ざや	(30)
⑦ 受取利息及び支払利息の分析	(31)

(2) 預金に関する指標

① 預金科目別平均残高及び期末残高	(31)
② 定期預金の固定金利・変動金利別内訳	(31)
③ 預金者別預金残高	(31)
(3) 貸出金等に関する指標	
① 貸出金科目別平均残高及び期末残高	(31)
② 貸出金担保別内訳	(32)
③ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳	(32)
④ 債務保証見返担保別内訳	(32)
⑤ 貸出金使途別内訳	(32)
⑥ 貸出金業種別内訳	(33)
⑦ 預貸率	(32)
⑧ 代理貸付残高	(33)
⑨ 消費者ローン・住宅ローン残高	(33)

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券平均残高	(34)
② 商品有価証券平均残高	(34)
③ 預証率	(34)
④ 有価証券の残存期間別残高	(34)

【金庫の事業の運営に関する事項】

1.コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	(17)
2.リスク管理方針	(19)
3.苦情処理措置・紛争解決措置等の概要(金融ADR制度への対応含む)	(20)
4.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	(8~11)

【金庫の直近の事業年度における財産の状況】

1.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	(25~26)
2.リスク管理債権	(37)
3.自己資本の充実の状況等	(38~46)
4.有価証券等の時価情報	
(1) 有価証券の時価情報	(34~35)
(2) 金銭の信託の時価情報	(35)
5.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	(40)
6.貸出金償却額	(36)
7.その他の指標	
(1) 内国為替取扱実績	(36)
(2) 経費の内訳	(36)

(3) 会員数	(36)
(4) 職員数	(36)
(5) 職員1人当たり預金・貸出金残高	(36)
(6) 1店舗当たり預金・貸出金残高	(36)
(7) 金融再生法で定められた開示債権	(37)
(8) 独立監査人の監査報告書	(29)
8.報酬体系について	(29)
9.理事長による財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認	(29)

II 連結ベースのディスクロージャー項目

【金庫及びその子会社等の概況に関する事項】

1.金庫及びその子会社等の主要な事業の内容	(47)
2.金庫の子会社等に関する事項	(47)

【金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項】

1.直近の連結事業年度における事業の概況	(47)
2.直近の5連結会計年度における主要な経営指標の推移	(47)

【金庫及びその子会社等の直近の連結会計年度における財産の状況に関する事項】

1.自己資本の充実の状況等	(48~50)
2.連結リスク管理債権	(48)
3.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結(利益)剰余金計算書	(47~48)
4.報酬体系について	(50)

III その他

1.ごあいさつ	(1)
2.基本理念・経営方針	(2)
3.<やましん> Q&A	(3~6)
4.トピックス	(12~14)
5.SDGs達成に向けた取り組み	(15~16)
6.当金庫のプライバシーポリシー及び勧誘方針	(17)
7.自己資本比率	(21)
8.リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権	(22)
9.主な商品とサービス・投資信託のご案内	(23~24)
10.総代会	(51~52)
11.手数料一覧	(55)



本店:奈良県桜井市桜井281番地の11 Tel.0744-42-9001
<https://www.yamato-shinkin.co.jp>